

第2章 「学習障害」主訴の事例からみた

職業選択をめぐる支援の課題

..... 青年期における障害特性を記述するための視点

「学習障害」を主訴とする青年について、再評価を実施した結果、知的障害や精神障害などの特性が主たる支援の対象であると判断される事例は少なくない。そこで、青年期の再評価に基づいて「学習障害」を主訴とする（あるいは、してきた）青年をその特性別に詳細に区分して検討することが必要となる。このため、以下の手続きにより青年期の「学習障害」者の区分を試みた。なお、区分にあたっては、職業リハビリテーション・サービスの利用（可能性）の有無を考慮した。

まず、狭義の「学習障害」、すなわち、単独の読み障害、書き障害、算数障害を他の障害から区分する。この場合は補助具の活用や工夫により、職業上の困難は解消されることが多く、雇用対策上の障害者に用意されたサービスを利用しなくても、通常の職業自立のための支援を利用して入職できる可能性があるからである。

次に、知的障害、精神障害をそれぞれ単独で区分することとした。また、言語発達遅滞、運動能力障害、注意障害、行動障害、広汎性発達障害（自閉症等）、神経症、高次脳機能障害などを、単独または重複して区分することとした。なお、現行の職業リハビリテーションの支援との関連でみると、身体障害、知的障害、精神障害には法的に特別なサービスが用意されている。したがって、青年期に至ってこの障害に該当する者については、判定によりサービスを利用することが可能となる。また、判定の際にはサービスが用意されているものを優先することが現実的であると考えられる。

ここでとりあげた17事例は、入職に際して職業リハビリテーションの支援を利用したⅠ群（13事例）と支援を利用するという検討の対象外であったⅡ群（4事例）に大別される。また、Ⅰ群は療育手帳もしくは知的障害判定によるサービスを検討した11事例、精神障害者保健福祉手帳によるサービスを検討した2事例で構成される。

本報告書が対象としたⅠ群に属する「学習障害」青年とは、児童期において、医療機関等で「学習障害」の診断を受けた者、相談機関等で学習障害といわれたことのある者であり、その他に「学習障害」関係団体（親の会やフリースクール等）に所属、もしくは活動経験のある者などを含み、厳密には「学習障害を主訴とする」者となる。なお、調査時点では文部省（現、文部科学省）の現行の定義により教育的に判断された事例は含まれていない。

第1節 療育手帳・知的障害判定によるサービスを検討した事例

「学習障害」を主訴とする青年が通常教育から職業的自立を達成するうえで、学校教育以外の特段の支援を必要としない場合もある。学校教育は、それ自体が職業的社会的な仕組みといえるからである。

したがって、障害があっても新規学卒として求職活動を行うことになる。しかし、採用されなかった経験もしくは採用されたとしてもすぐに離職した経験は、彼らに「一般と認められない → 障害がある」という新たな理解を求め、「健常者としての自己像を失う」ことに結びついた。

こうした深刻な喪失体験からの立ち直りや障害の受容には支えが必要であるが、その必要性が“ひきこもり”などの行動面での問題やさまざまな神経症状などを発症して初めて気づかれるなど、本人並びに家族、そして教育関係者や職業リハビリテーション関係者もまた、事態の深刻さを十分に理解しているとは言い難い状況があった。以下に、青年期に知的障害を対象とした職業リハビリテーション・サービスを利用した事例の状態像を大別して述べる。

ここに述べるのは作業遂行の問題や不適応行動を呈したことから療育手帳もしくは知的障害判定をすすめられた 11 事例である。しかし、この中には、知的障害者としての自己像を受け容れた事例もあれば、受け容れがたかった事例もある。なお、「知的障害者としての自己像を受け容れる」とは、職業選択に際して知的障害者対象の求人に応募することが自分の特性に相応した求職活動であるという理解を示したことをさしている。様々な経験を通して、結果的には自己像の修正を受け容れることになった事例である。こうした事例では、求職活動が採用に結びついたのに対し、自己像の修正を受け容れがたかった事例では、採用に結びついて継続が困難となった。

「学習障害」主訴が本人並びに親に共通した理解である事例では、サービスの利用に際して本人が特性理解を深めた事例ばかりでなく「手帳があるから配慮されて当然」と理解した事例もあった。また「学習障害」主訴は親の主張であり、本人の理解が十分でない事例では、障害者を援助する役割を希望する事例、「とりあえず、親の提案には従う」とする事例、否定的な体験に加えて職業生活における喪失体験等により治療的なカウンセリングが必要となることが示唆された事例など、障害理解に支援が必要であった。

ここでは、学齢期の診断とは異なる障害特性（知的障害）と向きあうことになった事例において、職業リハビリテーション・サービスを検討することになった背景とそれを受け容れる際の課題をまとめておくことにしたい。このため、事例の検討に際しては、診断、教育歴の作り方、学校時代の状況、本人並びに親の障害理解の状況、青年期における再評価の状況、進路選択の状況（就業経験の状況）、障害受容、職業的社会化の課題についてまとめておくことにする。

なお、検討したすべての事例は、職業リハビリテーション・サービスの利用が選択された点で共通しているが、はじめから職業リハビリテーション・サービスの利用が検討されたわけではない。というより、むしろ職業リハビリテーション・サービスは、検討可能なあらゆるサービスが志向された後に選択されたという方が適切である。この点を確認するために「対象者の概要」については、職業選択に際して利用した移行サービスの態様別に作成した。そのうえで、それぞれに特徴的な課題をとりあげることにはしたい。

1. 新規高卒就職を希望した事例

「学習障害」があったとしても学校紹介により「一般扱い」での雇用を保障するサービスを利用して入職し、適応・定着ができた事例では、新規高卒就職のサービスを希望することが適切な選択であったことになる。したがって、本稿の対象者において移行サービスの選択をめぐる課題並びに移行サービスとしての新規高卒就職の課題を明らかにするためには、“新規高卒就職により採用されたが、比較的短期間で離職することになった事例”並びに“新規高卒就職を希望したものの、採用されなかった事例”を検討することが必要となる。

このような検討に際し、離職の報告並びに離職後の求職活動に関する相談先として、卒業した学校が選択されなかった点に注意が必要である。学校の進路指導並びに卒業後の追指導に関して、また、「いじめ」などの指導に関して、本人や家族が学校における経験を肯定的に評価していなかったことと関連があるといえるかもしれない。結果論になるが、生徒や家族の側には「自らの障害を受けとめていない（受けとめたくない）」という思いがあったとしても、学校側には生徒の特性を的確に理解した指導体制がなかったとみてよいだろう。したがって、職業リハビリテーション・サービスが選択される際に、学校の関与は全くなかった。「一般扱い」で採用が決まった事例では、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性を学校が検討することには困難があったのかもしれない。この点では、卒業後に離職をした事例に対し、職業リハビリテーションと連携する役割を担う機関が必要になるというべきかもしれない。一方、“ひきこもり”を呈してから利用した相談機関が職業リハビリテーションの情報提供をした事例は、事態が深刻になる以前の相談活動であっても、同様の役割を担えるのではないかと、可能性を拓くものとなった。また、親自身が自立を強く希望する場合には、親もまた同様の役割を担う可能性を拓くものとなった。しかし、本来は、「学校が生徒の特性を理解し、職業リハビリテーションの情報提供をすることが必要になる場面がなかったのか」という疑問を抱くべき局面である。

ここでは、職業リハビリテーション・サービスを利用した事例のうち、新規高卒就職を希望した事例として4例をとりあげた（表2-1-1-1～2）。これらの事例では、学校紹介のシステムにしたがって採用されたが適応・定着ができなかった経験、もしくは希望しても採用されなかった経験は、いずれも本人にとって大きな喪失体験となった。こうした事例の経験は、「一般扱いでは要求水準に答えられない」ことが明らかになったとなった時点で、「障害を受けとめなければならない」という事態により「健常者としての自己像を失う」ことを意味していた。

こうした事例に典型的な行動例を、「その後の目標をどのように掲げ、どのように行動したか」並びに「どのような心理的な防衛機制が生じたか」という2つの視点でまとめることにした。そのうえで、職業リハビリテーション・サービスを利用した移行を検討する過程で明らかになった課題に即して、新規高卒就職のサービスによる移行の課題を検討する。

目標行動について

ここでとりあげる事例（A・B）はいずれも、自己理解を深める過程を経て、最終的には職業リハビリテーション・サービスを利用するという“無理の少ない”目標を立てることになった。しかし、当初は本人の意識的な取り組みとして、異なる目標が志向された。事業所の要求水準に答えられないことが明らかになった時点では、「現実に即して目標を変更する」と「あくまで目標を高く掲げて達成に努力する」という対照的な目標を掲げた2事例である。

Aさんは“期待に応えられない自分”に対して“できそうに見える”ことから生じた「高すぎる期待」を回避するために、期待を現実の自分に引き寄せる方法を探った事例である。現実には、ひきこもることでしか自分を守る方法はなかったが、あらためて「働く」ことを決意した時、療育手帳が自分を救ってくれるかもしれないと考え、知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

これに対し、Bさんは“期待に応えられない自分”に対し“頑張ればできる”を目標において、目標に自分を近づける方法を探った事例である。現実には、いろいろやってみてうまくいかないことから、「背伸びしないでいい」働き方をするために療育手帳が自分を助けてくれるかもしれないと考え、知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

心理的な防衛機制として起こりやすい構えについて

ここでは、「健常者としての自己像を見失うことになった時点で、心の安定を保つためにどのような構えを持ちやすいか」という視点で検討した事例（C・D）をとりあげる。これは、いわば、無意識のうちにおこる行動である。

Cさんは“期待に応えられない自分”に対して“事業所の配慮があればできる”として療育手帳を受けとめた事例である。知的障害者対象の求人に応募して採用されることになったが、課題遂行に困難が生じた現実に対し、「うまくできないのは事業所の配慮がないせい」と主張して周囲との関係においても困難な状況が生じることになった。

また、Dさんは“期待に応えられない自分”であるが“弱い人の役に立てる自分がいる”と思うことで自分の障害と対決することを回避した事例である。現実には、「余計なお節介をやく」と受けとめられ、“配慮が必要なのは相手なのか自分なのか”という問題に向きあうことになった。しかし、“ごまかすことなく障害に立ち向かう”障害者と知り合った経験を通し、自己理解を深めることになり、知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

表 2-1-1-1 対象者の概要：新規高卒就職を希望した事例 …… 診断と経歴 ……

事例	性	学習障害の診断	教育歴		職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの利用			療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末		
			小学校	中学校		高校	在学中の問題	仲介者		利用年齢	課題
A	男	小児神経科（14歳）	通常学級	通常学級	高等学校普通科	学業に遅れ	初職：学校紹介により就職（18歳）3ヶ月で離職 離職理由：解雇（技能習熟困難／資格取得困難） 初職離職後、アルバイト6ヶ月 その後、自宅引きこもり（3年間）／保健所の相談利用	保健所	23	障害受容	療育手帳交付（23歳） 知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る。 「学習障害」主訴は母親 本人は聞かされていない
B	男	小児科（10歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋通信制高等学校	「読み」「書き」に遅れ（特に記憶に困難） いじめ	初職：学校紹介により就職（18歳～19歳）1年で離職 離職理由：依願退職扱い（技能習熟困難／同僚との関係困難）	母親	20	障害受容	療育手帳交付（20歳） 障害者職業相談会に参加し、知的障害者対象の求人に応募、採用されて現在に至る 「学習障害」主訴は両親・本人 本人の障害理解：本当に手帳が必要なのかどうかやってみて考えたい 両親の障害理解：手帳はとれないのではないかという思いがあった
C	男	教育相談所（14歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋通信制高等学校	学業に遅れ いじめ	初職：学校紹介により就職（18歳～19歳）9ヶ月で離職 離職理由：解雇（技能習熟困難／上司との関係困難） 初職離職後、自宅引きこもり（2年間）／心理相談機関利用	心理カウンセラー	21	障害受容	療育手帳交付（21歳） 知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、適応困難となり退職 「学習障害」主訴は母親・本人
D	女	教育相談所（年齢不明）	通常学級	通常学級	高等学校商業科	商業科進学は就職に有利であると考えたが資格（珠算・簿記）取得に失敗 いじめ	学校紹介で介護補助員に応募したが不採用。 進路未決定のまま卒業した。 介護補助の求人を探すが、適合する求人がなかった	母親	19	障害受容 過剰適応	療育手帳交付（20歳）は家族の申請によるものである。 本人に受容はないが、知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

表 2-1-1-2 対象者の概要：新規高卒就職を希望した事例 課題

事例	「学習障害」の受けとめ方	青年期の再評価実施時期とフィードバックの課題	青年期における本人の障害理解の課題	職業的社会化の課題
A	<p>母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」として受けとめていたが、本人には開示しなかった。</p>	<p>初職離職後の引きこもりのために利用した相談機関の紹介で、職業リハビリテーション機関を選択した。</p> <p>本人が引きこもりから自立に向かう意欲を持つことになった背景に、両親の離婚があった。</p>	<p>手先が不器用であることを説明できず、他者評価と自己評価とのギャップに苦労していたので、療育手帳をすすめられたときには驚いたが、「あった方が楽」と受けとめた。</p> <p>見た目で判断され「できそうなのになぜできないのか／見た目と違う」と言われることが回避できると期待をもてた。</p>	<p>引きこもりからの立ち直りに際し、自立をしたいという意志を強く表明するようになっていた。</p> <p>働く生活習慣について、定時に出勤し、仕事をするということの受け入れは確立されていた。</p> <p>しかし、仕事の達成水準には困難が大きく、希望職業を見直すことが課題となった。</p>
B	<p>両親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめ、職業自立の準備を資格取得に求めた。</p> <p>学齢期においても療育手帳取得後においても、知的障害とは異なる特性を持つことが拠り所であった。</p>	<p>初職離職を契機として求職活動の方針を検討することになった。本人の意思で適性検査を受けた。</p> <p>職業リハビリテーション機関の利用をすすめられるが受け容れがたく、一般扱いの求職活動を選択した。</p> <p>しかし、採用されない事態が続き、親のすすめで職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>軽度の知的障害者に対し、「ぼくと同じLD系の人」と受けとめ、障害に対する理解を一定程度、修正することになった。</p> <p>「周囲の期待にこたえている」という意識から「もっと、周囲の期待にこたえたい」という目標を掲げるが、自己理解と客観的理解のギャップが大きかった。このため、ギャップの大きさを指摘する支援が必要であるが、本人は他者評価の低さに対する不信感が大きかった。</p>	<p>「大人になったら仕事をして自立をする」という意欲は高い。このため、「好きな仕事」に就くための資格取得を学校在学中の目標としていた。</p> <p>働く生活習慣について、定時に出勤し、仕事をするということの受け入れは確立されていた。</p> <p>しかし、仕事の達成水準には困難が大きく、希望職業を見直すことが課題となった。</p>
C	<p>母親の障害理解：わが子を「学習障害」として就労支援を求めることを機に、それまで不調であった母子関係の修復を試みた</p>	<p>初職離職後の引きこもりのために利用した相談機関の紹介で、職業リハビリテーション機関を選択した。</p> <p>本人が引きこもりから自立に向かう意欲を持つことになった背景に、母親との信頼関係の修復があった。</p>	<p>知的障害を受けとめて療育手帳を取得したが、手帳を前提として採用されたのだから、障害者として配慮されて当然であるという理解をしていた。</p> <p>このため、離職しなくてはならなくなったのは、事業所の配慮並びに理解の不足のためだという主張をすることになった。</p>	<p>引きこもりからの立ち直りに際し、自立をしたいという意志を強く表明するようになっていた。</p> <p>働く生活習慣について、定時に出勤し、仕事をするということの受け入れは確立されていた。</p> <p>しかし、仕事の達成水準には困難が大きく、希望職業を見直すことが課題となった。</p>
D	<p>母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめ、職業自立の準備を資格取得に求めた</p>	<p>新規高卒での採用に至らず、一般扱いによる求職活動を行うが、希望する職種での採用は実現しなかった。</p> <p>相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>本人には自らの特性を障害と受けとめるのではなく、弱い立場の人の気持ちが理解できる困難があるという受けとめ方をしていた。その結果、弱い立場の人の役に立ちたいという思いから福祉に関心が深く、介護の仕事を探すことになった。</p> <p>家族に対して「いい子」を演じ続けた結果、一見問題がないように見えるが、内的適応には困難が大きく、依存と反発が交錯していた。</p>	<p>「学校卒業後は就職する」という生活設計を持っていた。また、「やってみたい仕事」に対する思いが強く、遂行可能性の見通しとは関係なく求職活動をした。</p> <p>現実には、仕事の達成水準には困難が大きく、希望職業を見直すことが課題となった。</p>

(1) 周囲の期待を喚起しやすいAさんの事例：高等学校普通科を卒業して学校紹介で就職

①プロフィール

男性。学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用されたが、3ヶ月で解雇。その後、父親の紹介でアルバイトを6ヶ月経験した。いずれの事業所からも指摘された点は、「遅い」「ミスが多い」であった。一方で、本人の言動や外見からは「障害」を感じさせにくい点も指摘された。こうしたことから、学校紹介に際して「一般扱い」での入職に困難があるという生徒理解は成立しがたかったとみることができる。しかし、結果的には進路指導の場面で周囲の配慮を必要とする「不器用」を評価しなくてはならなかった事例であったと考えられる。

本人は職場において「見た目と違う」「できそうなのに何でできないんだ」と言われたことで傷つき、加えて、「できないと言え、文句を言ったらと勘違いされて、その倍、怒られるのが怖い」ために、できないとは言えない事態にも傷ついていたといえる。こうした心的外傷体験ともいえるような問題を背景として引きこもりに近い状態になるが、経済的に自立を迫られたことを契機に地域障害者職業センターで相談を開始（23歳）。療育手帳を取得して知的障害者対象の求人に応募して採用となった。

② 障害受容の課題

かつて「学習障害」の診断があったことは、職業リハビリテーションの利用に際して親が書いた書類を見て知ることとなった。職業評価の結果を踏まえ、入職経路の選択肢の概要、特に職業リハビリテーションの支援の利用並びに療育手帳の申請をすすめられて、「手帳のことは、正直、びっくりした」「自分は一般だと思っていた」と発言していた。しかし、初職の失敗体験に加えて、自立を優先する思いが強くなったことから、「今は手帳があった方が、楽だと思う」という受けとめ方に変わっていった。

③職務遂行上の課題

初職入職3ヶ月で離職することになった職業上の問題としては、「作業が遅い」「不器用」「業務に必要な資格が取得できない」などの問題が会社側から指摘されていた。中でも不器用の問題が大きく、手先の細かな作業を含む工程では遂行に困難が大きかった。このため、巧緻性を要する作業に配置することは、避けるように配慮することが必要であったといえる。したがって、職業リハビリテーション・サービスの利用過程で明らかになった彼の特性を踏まえれば、学校紹介時においても、以下の点について検討しなければならなかったといえる。

- ① 単一の工程に習熟した後であれば、他の作業も並行して遂行することは可能になるが、どちらも工程が単純であること、個別に工程に習熟していること、が必要である。
- ② 視覚-運動協応に若干の困難があり、手順の理解や作業習熟に時間がかかる。しかし、工程をスモールステップに分解し、指示書で確認できるようにして試行錯誤を認めれば、自分のペースで遂行できるようになる可能性が高い。
- ③ 「指先の巧緻性」に加えて「計算」を要する課題に苦手意識が強く、いずれかもしくは両方が関与する課題には、拒否感がきわめて強い。

しかし、こうした特性理解は在学中には行われなかった。学校生活において生徒指導の課題として重視されたことが職業生活で重視されることと一致しなかったことになるが、こうした不一致の背景について注目されないままに学校紹介が行われたといえるだろう。事業所における失敗経験により、「できない」ことへの自己評価がきわめて低く、無理にこうした課題を与えられると、衝動的・攻撃的になるなどの事態が起りかねなかった点に注意が必要である。しかしまた、本人は事業所において要請されることと自らの実力のギャップを十分承知することとなった。この点において本人の課題理解は適切であったが、会話の成立に困難が少ないことから、

「指示は理解できる」→「作業は指示通りできる」→「もっとできるかもしれない」というように、周囲の期待を喚起しやすく、過大な期待には応えられないということが理解されにくい原因となっていた。こうした点は学校紹介が成立した背景であったとみることができる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例では、在職中の経験並びに長期間に及ぶ在宅の経験から利用した相談機関における相談が、本人の障害受容を支える過程となった。引きこもりの相談において、職業リハビリテーション機関の利用に関する情報を得たこと、経済的自立への意欲が喚起されていたこと、などにより、地域障害者職業センターで職業準備訓練の後、知的障害対象の求人に応募することに方針転換をした。職業準備訓練に参加した経験により、「一般だと思っていた」という自己像を修正する結果となったが、こうした修正は「一般扱いで採用されるのはつらい」という自己理解と客観的な評価とが一致したことによっている。

しかし、一般には職業リハビリテーションへの架け橋の役割を担う機関が用意されているわけではない。また、通常教育歴やその課程で取得した資格が職務遂行を保障しなかった事実に加え、就職した業務遂行に必要な資格取得に失敗した経験は、本人の再評価並びに評価結果を踏まえた就業体験による特性理解の支援が在学中に用意されなければならないことを示唆している。初職における挫折体験を通して適正な自己理解が形成されることになったわけだが、同時に挫折の衝撃が“ひきこもり”に結びついたからである。

(2) あくまでも頑張り続けたBさんの事例：

中学校通常学級卒業、専修学校高等課程を修了して学校紹介で就職

①プロフィール

男性。学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用されたが、1年後に離職：依願退職扱。

入職した事業所から雇用期間を1年限りとするという連絡があってはじめて、彼自身の言葉で入職直後から「うまくいっていなかった」事実が明らかにされるなど、作業水準に関する理解の問題があったといえる。学校時代の主訴が「学習障害」であり、「学習障害」を対象とする研究（調査研究報告書№19並びに№38）における研究協力者であったことから、初職継続状況をフォローアップをしており、離職直後に面接を再開することになった。その後の面接や一連の検査結果の説明を通して「できないこ

とをできないとうけとめる」ことが課題として提示され、結果的には、職業リハビリテーション・サービスの利用を選択することになった。

地域障害者職業センターで相談を開始（20歳）。職業準備訓練の後、アルバイト経験を積み、知的障害者対象の求人に応募して採用となった（詳細は調査研究報告書 №38）。

②障害受容の課題

「学習障害」については小学生の時に説明を受けていた。しかし、努力をする自分に自信を持っており、“努力により希望が実現できる”という信念を固く抱いてきた。したがって、数々の資格は彼の誇りであった。こうした努力する姿勢を評価すれば、学校紹介に際して「一般扱い」での入職に困難があるという生徒理解は成立しがたかったとみることができる。だからこそ、資格が保障する職務遂行力が十分でないという現実、離転職の経験を通して受けとめきれなかったといえる。

離職後、検査結果を踏まえ、入職経路の選択肢の概要、特に職業リハビリテーション・サービスの利用について説明を受けた時点では「SOSを出す（＝障害者の雇用の促進等に関する法律の定める知的障害判定を受ける）のがいいんじゃないか」「手帳を取らずに求職活動をしたい」という結論を出した。その背景には、彼自身にも、「日常の生活自立には困難はないが、仕事では支援を求めなければならないのかもしれない」という理解があったといえる。

③職務遂行上の課題

初職入職8ヶ月の時点で、採用された業務から配置転換されることになった。事業所には職業上の問題の背景に「学習障害」があることを開示しない選択をしたために、事業所からは「一般扱い」の対象として評価され、協同作業のテンポに合わせられない、動作が緩慢で一生懸命やっているように見えない、などの作業遂行力の問題と、大勢の会話についていけない、気がきかないなどの対人関係の問題が指摘されていた。

職業評価の結果からは、視覚－運動協応その他に困難があり、手先の細かな作業を含む工程では遂行に困難が大きいこと、このため、巧緻性を要する作業への配置を避けるように配慮する必要がある事例であることが明らかになるのだが、学校時代に資格を取得できたことが初職で「頑張る」拠り所となっていた。本人は取得した職業資格と実力のギャップに気づいていないわけではないが、「頑張る」ことでギャップを解消することに懸命であったといえる。しかし、ギャップ解消の目処がたっていたわけではなく、加えて対人関係の問題にも目が向いていなかった。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

「SOSを出す」のいいかどうかはやってみて考えたとしながらも、時間がたつと「知的障害（当時、精神薄弱）判定を受けなくてもすむのではないかと」「やっぱりダメかもしれない」との間で揺らぎ、いわば“堂々巡り”からぬけだせない状況が続いた。つまり、一般求職でいくには自信がなく、さりとて判定を申請する決心はつかず、判定なしでやっていく自信を確認するには職に就いてみなければ

ならないことはわかっている「失敗することは怖い」から一歩も踏み出せないことになった。

公共職業安定所での求職活動で希望の条件に合致する求人がなかったこと、求人情報誌や縁故採用の道を模索したが実現しなかったこと、雇用保険の支給が終了したこと、何よりも彼自身が求職活動に自信を失ったこと、により8ヶ月に及ぶ“一般求人での就職の方針”を断念することとなった。

その後、地域障害者職業センターで職業準備訓練の後、知的障害対象の求人に応募することに方針転換をした。職業準備訓練に参加した経験により、これまでの障害観並びに障害者観を修正する結果となったが、こうした修正は、訓練生に軽度の知的障害者が多かったこと、彼らと話があったこと、彼らが療育手帳を取得していること、などによっている。彼らとの交流を通して障害に対する構えを捨て、自分自身と向きあうことが可能になったといえる。こうした過程で療育手帳を取得し、職業リハビリテーションの支援に加え、障害者福祉の支援を利用することになった。

この事例は、研究協力という名目で、離職後、時をおかずにフォローアップの対象となった。そして、その過程が本人の障害受容を支える過程となった。しかし、一般にはこうした職業リハビリテーションへの架け橋の役割を担う機関が用意されているわけではない。また、通常教育歴やその課程で取得した資格が職務遂行を保障しなかった事実ばかりでなく、学校時代に“就業体験”が用意されていたにもかかわらず、本人の進路希望を重視した指導によって、頑張り続ける状況が変わらなかった事実には注目することが必要である。雇用社会への適応力を高める方策として“インターンシップ”に対する期待は高まっているが、特性評価を踏まえた就業体験でない場合、“「一般扱い」の移行から職業リハビリテーション・サービスを利用した移行へ”という方針転換のための有効な体験になりえないことを示唆している。

(3) “できないのは配慮がないせい”と主張するCさんの事例：

中学校通常学級卒業、専修学校高等課程を修了して学校紹介で就職

①プロフィール

男性。学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用されたが、9ヶ月後に離職：解雇。本人の理解では、「一般扱い」で就職した事業所において、配置転換に対応できず、作業水準の問題で上司や同僚からの「いわれのない“いじめ”」に耐えきれなくなって退職を願い出ることになった。

しかし、彼自身の言葉で就職直後からうまくいっていなかった事実が明らかにされ、一般扱いの求人に応募したことから生じる困難が浮かび上がってきた。その後、数々の事業所に応募するが、すべて不調に終わり、自宅に引きこもることになる（2年間）。学校紹介の機能は初職を保障したが、一般扱いでの作業遂行には困難が大きかったとみることができる。母親の紹介でカウンセリングを受けることになり、心理カウンセラーとの相談の過程で初めて障害と向き合うことになった。

心理カウンセラーの情報提供により、職業リハビリテーション・サービスの利用を決断することになり、地域障害者職業センターで相談を開始（21歳）。しかし、その後も「できないことを障害特性として受けとめる」ことが課題となった。

②障害受容の課題

離職後の求職活動にも失敗し、「職安にも行けなくなった」ときに「自分が障害児っていうことを認めた」と本人は回顧する。その背景には、助けてくれる人が居ないと厳しいと実感したことがあったという。したがって、母親のすすめにより、相談機関を利用することで“ひきこもり”からの脱出の手がかりを探り始めたとき、自らの特性に対して支援を求める準備は整っていたことになる。

こうした経験から療育手帳を申請することになるのだが、療育手帳を持っていれば「周囲が理解してくれるはずだ」という期待が大きく、「配慮しない周囲が悪い」と一切の問題を転嫁する拠り所になっている一方で、「普通なのに何故手帳を持っているのかを説明できない」という思いがあった。配慮を求めながらも「普通である」という意識がきわめて強固であった。「学習障害」理解にこだわる姿勢は、就労の実現にとっての障壁となる可能性が大きいといえる。

③職務遂行上の課題

初職入職3ヶ月は研修扱いで過ごしたが、その後は作業遂行の水準が問われるようになった。半年たっても「作業手順を理解できない」「チームで協調して遂行する作業ができない」ことから、「いつまでも研修扱いできない」という判断により、配置転換をされ、次第にできる作業がないことに周囲も自分自身も気づくことになった。

これに対し「自分は訓練したいと思っているのに、周囲が協力的でない」というように、自分の否定的感情を他に投影して、自責の念を和らげる傾向が強くなり、離職の背景についても「研修を認めてくれたらばできた…… できるようになるまでが研修だと思う」「目を付けられた…… わざと厳しくした」などと受けとめ、特に、作業遂行の困難には目が向いていなかったことから、不本意にも「やめなければならなくなった」という思いが強くなることになった。

本人は要請されることと実力のギャップを承知しているものの、「いわれた通りにはできません」「教えてもらった通りにやれます」など課題理解は適切ではなく、配慮しない周囲に問題があるという理解をしている点が最大の課題であったといえる。結果的には進路指導の場面で作業遂行に伴う本人の理解の課題を評価しなくてはならなかった事例であったと考えられる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

“ひきこもり”を契機として、母親自身は相談機関を利用することを含め、我が子の障害を受けとめることに前向きになったといえる。子は、「母親は学齢期から障害を疑っていた」が「自分はそれを知らなかった」ことで、母親に対する不信を増大させたが、母親への依存を断ち切るほどには自立していない自分自身にも気づかされることになった。しかし、母親が「知的障害とは異なる軽度発達障害」の理解を周囲に求める活動を志したことから母親への信頼を深め、職業リハビリテーションの選択を機に、親子で生活設計を見直す作業に取り組むこととなった。こうした親子の障害観は「知的障害ではない」ことで一致しており、「周囲の配慮があれば普通にできる」という理解を求めることでも一致したため

に、親子ともに“ありたい障害者像（知的障害とは異なる軽度の障害者）”と“現実”との乖離が著しいという結果になった。

この事例は、離職体験並びにその後の求職活動の失敗体験の衝撃がきわめて大きかったこと、その結果として2年に及ぶ“ひきこもり”がおこったこと、しかし、そのケアのために利用した相談機関が職業リハビリテーションへの架け橋の役割を担うことができることを示している。こうした相談場面が成立するうえで、「子の障害観並びに障害者像の修正が、親の障害受容ときわめて関連が深い」という背景があることをみななければならない。しかし、“ひきこもり”は、障害を背景として起こったものであったとしても、相談活動の中心は障害をどう受けとめるかではなかった。したがって、彼の“ひきこもり”は、初職における失敗体験が「事業主の配慮のなさ」の結果として生じたものと理解された。こうした失敗体験が本人の特性理解と結びつかない場合には、きわめて大きな喪失体験であるばかりでなく、“「一般扱い」での移行から職業リハビリテーション・サービスを利用した移行へ”という方針転換のための有効な体験になりえないことを示唆している。

(4) “弱い立場の人の役に立つ仕事をしたい”と希望したDさんの事例：

高等学校商業科を卒業して学校紹介の就職を希望するが不採用

①プロフィール

女性。学校紹介により、高等学校商業科卒業直後に介護補助の仕事で正規職員として採用されることを希望した。しかし、応募した仕事では採用にならず、進路先未決定のまま卒業。

学校卒業後は就職させるという家族の意志は強く、そのために資格取得を中心においた教育計画があったが、資格の取得に失敗したことにより、母親主導で職業生活設計の見直しを行った。その結果として、適性検査等の評価を求めて職業リハビリテーション機関への接近がはかられた（19歳）。しかし、本人の反発が強く、「できないことをできないとうけとめる」ことが課題となった。

②障害受容の課題

自分は「障害者ではない」と主張し、“弱い立場”も“仕事をするうえで、配慮が必要なハンディがある”も自分には関係のないことであり、いずれも受けとめがたいという構えが強かった。したがって、療育手帳については親が勝手に申請して取得したという認識であった。しかし、一方で、親の決定には逆らえないという思いが強かった。

こうした構えから、自分の障害と対決することを避けるために、また、劣等感を補償するために、「悩んでいる障害者を救いたい」として“余計なお節介をやく”行動が喚起されることになった。ボランティアの経験は彼女自身が救われる場面ではあったが、だからといって、それがそのまま“人の役に立つ”「仕事」ができる力を保障する場面にはならないという現実は受けとめがたかったといえる。“他者を助けたい”という気持ち自体は非難されることが少ない。しかし、“他者を助ける行動をもって、自己理解の課題を棚上げにする”ことになれば、それは適切とはいえなくなる。そして、自らの障害と向き

あうことを避けるのであれば、他者からの批判を受けることになる場合もある。

しかし、この点での批判を受けとめなければならぬという事態を迎える前に、“障害があっても否定的なイメージをごまかすことなく障害に立ち向かう障害者”に出会って動揺する、という経験をするようになった。自分の手助けが、相手には手助けとして求められていないことだと気づいた結果の動揺であった。本人にとっては「健気に頑張る障害者を助ける」自己像が崩れた経験となった。こうした経験は自己像の検討を迫ることになったが、障害観並びに障害者像の修正は課題として残されていた。

③職務遂行上の課題

学校紹介で採用を希望した仕事もまた介護に関係していた。商業科の紹介先としては特性評価が困難であった可能性はある。したがって、遂行可能性とは別に希望職業への紹介が行われ、不採用となったとみることができる。しかし、職業リハビリテーション・サービスの利用過程で明らかになった彼女の特性を踏まえれば、また、希望職種の影響を考慮すれば、学校紹介時においても、以下の点について検討しなければならなかったといえる。

- ① 例示によって作業手順の理解は進むものの、巧緻性や作業能率が不足している。
- ② 慣れてくると気分や行動にムラが目立ち、ミスが増加する。
- ③ じっくり考えずに「わかりません」と言って諦めることが多いなど、基本的労働習慣（作業遂行能力と作業耐性）が不十分である。
- ④ 試行錯誤を認めたとしても、確実な作業遂行には時間的な猶予が必要である。

また、在学中に特性評価が行われた場合でも、希望とは別の事業所に紹介するうえでは学校の生徒理解に加え、本人の障害特性に対する理解の課題が大きいとみることができる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例は、学校紹介による就職を希望したが不調に終わったのみならず、資格取得をめざした卒業後の経験も挫折した結果として、職業リハビリテーション・サービスの利用を検討した事例である。ここでは、不採用の経験もまた、大きな喪失体験であることが示されたといえる。こうした経験を通して、親が子に対し、“「一般扱い」での移行から職業リハビリテーション・サービスを利用した移行へ”という方針転換を提案することになった。これは、親がわが子を自立させたいと強く希望する場合には、親自身が職業リハビリテーションへの仲介者としての役割を担うことを示している。

しかしながら、自分の障害と向き合うことを避けた結果として、「弱い立場の人を助ける」「自分なら弱い立場の人の気持ちが分かる」により、実は「要援助者」であるはずの自分自身を「援助者」として受けとめたいとする構えの問題がある場合には、職業リハビリテーション・サービスの利用に際し、障害受容の課題が大きいことを指摘することになった。

2. 新規高卒就職をしなかった事例（その1）

…… 高校中退並びに卒業後の進路未決定について ……

「学習障害」があったとしても学校紹介により「一般扱い」での雇用を保障するサービスを利用して入職し、適応・定着ができた事例では、新規高卒就職のサービスを希望することが適切な選択であったことになる。しかし、学校を中退すれば、職業への移行に際して学校には紹介を求められなくなる。また、学校卒業後の就職を希望していたとしても、進路選択に関して親子に不一致があれば、職業への移行に際して学校には紹介を求められなくなる。したがって、移行サービスの選択をめぐる課題並びに移行サービスとしての新規高卒就職の課題を明らかにするためには、“学校を中退したために新規学卒就職ができなかった事例”並びに“学校は卒業したものの、障害理解をめぐって在籍校に適応感をもてなかったことから新規学卒就職を希望できなかった事例”を検討することが必要となる。

学校を中退したために新規学卒就職ができなかった事例では、職業への移行に際して学校紹介のサービスを求めることはできなかった。加えて、学校を中退しなければならなくなった事態が否定的な経験になったこと、自己開拓で得た職場は条件が厳しかったこと、さらに、それを離職しなくてはならなくなったことが本人にとって大きな喪失体験となった。

また、学校は卒業したものの、障害理解をめぐって新規学卒就職を希望できなかった事例でも、職業への移行に際して学校紹介のサービスを求められなかった。加えて、一般求人に応募して採用されなかった事態が否定的な経験になったことが本人にとって大きな喪失体験となった。

こうした事例の経験は、新規高卒就職を希望した4事例と同様、「障害を受けとめなければならない」という事態により「健常者としての自己像を失う」ことを意味していた。

ここでは、職業リハビリテーション・サービスを利用した事例のうち、高校卒業時に新規高卒就職をしなかった4事例をとりあげた。高校中退をしたことで学校紹介のシステムを利用できなかった2事例（表 2-1-2-1 ～ 2）では、学校生活に適応できないという事態を経験した事例に典型的な行動例について記述する。さらに、高校卒業時に就職を希望せずに進路先未決定となった2事例（表 2-1-3-1 ～ 2）では、教育の場の選択をめぐって親子の思いがくい違う事例に典型的な行動例について記述する。

4事例とも、もともと学校を経由して入職していないことから、職業リハビリテーション・サービスが選択される際に、学校の関与は全くなかった。本来は、「在学中に職業リハビリテーションの情報提供をすることが必要になる場面がなかったのか」という疑問を抱く局面であるが、学校を中退している事例では、こうした情報提供の場面もなかったといえよう。また、親が選択した教育の場に在籍することに対して本人が強い違和感を持つる事例では、情報提供があったとしても受け入れる場面もなかったといえよう。

本人が適正に自分の特性を理解することについては、知的障害があることで、もともと困難がある。加えて、その困難は学校時代の経験によって増大する点がある点に注意が必要である。学校側に生徒

の特性を的確に理解した指導体制がある場合には、職業リハビリテーション・サービスに関する情報提供が行われるという事例もあったが、生徒や家族の側に自らの障害を受けとめていない（受けとめたくない）という思いがある場合、架け橋の役割は担えない現実があった。

高校中退について

ここでは、高校中退により学校紹介では就職できなかった事例（E・F）をとりあげる。いずれの親も、わが子の職業自立を希望し、親自らの開拓で求職活動をすすめることになった。これに対し、本人がこの提案をどのように受けとめたのか、どのように異議申し立てをしたのかについて検討する。

Eさんは“学校生活不適応”“職業生活不適応”などの不全感を伴う経験に対し、安心して所属できる環境（家庭や地域、相談機関等）を見いだせず、ひきこもることでしか自分を守れなくなった事例である。親はひきこもりを対象とした教育機関や相談機関、縁故や一般の就職先の開拓、障害者職業センターの利用など、様々な提案をしたが本人は受け容れることができなくなっていた。

これに対し、Fさんの事例は、親が学校の進路指導並びに職業紹介機能に不信感を持っており、親自らの開拓で職業準備のための体験を準備した事例である。本人は親のすすめを受け容れ、知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

教育の場の選択について

ここでは、“どこで教育を受けるのか”に関する「本人の希望」と「親の希望」にギャップがあった事例（G・H）をとりあげる。親はわが子の特性にふさわしい教育の場として通常教育あるいは特殊教育を検討することになるのだが、その選択を本人がどのように受けとめたのか、どのように異議申し立てをしたのかについて検討する。

Gさんは“特殊学級に在籍する自分”を受けとめきれなかった事例である。現実には、通常学級においても特殊学級においても適応できない自分があり、いろいろやってみてうまくいかなかったが、特殊学級編入を選択した親と選択をすすめた学校への不信を増大させることになった。しかし、不信感があったとしても自分自身の希望を親や学校に対して主張することはできず、閉塞状況を改善する目処は立っていなかった。

これに対し、Hさん自身は“通常学級に在籍する”ことに困難が大きく、安心できる居場所を求めていた。しかし、親は特殊学級に編入することを認めがたかった。こうした親への不信が外界への不信にまで結びついた事例である。「一般扱い」での採用という親の希望の実現が困難になった時点では、親が職業リハビリテーション・サービスの利用をすすめることになるのだが、本人には親の提案そのものを受け入れがたい状況にあった。

表 2-1-2-1 対象者の概要：新規高卒就職をしなかった事例：高校中退 …… 診断と経歴 ……

事例	性	学習障害の診断	教育歴			職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの利用			療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末	
			小学校	中学校	高校		在学中の問題	仲介者	利用年齢		課題
E	男	児童相談所（不明）	通常学級	通常学級	高等学校普通科中退	いじめ（不登校）	親の開拓により就職するが体調不良を訴えて退職 その後も離転職を繰り返す（親の開拓）	父親	21	障害受容	知的障害判定（21歳）も、家族の申請によるものであり、本人に自覚はない。 「学習障害」主訴は父親 本人に自覚なし
F	男	教育相談所（15歳）	通常学級	通常学級	私塾 高等学校通信制中退	学業に顕著な遅れ（特に描画・工作）	中卒後、進学は卒業後の就職のめどが立たないことを理由に断念。 親は私塾（高等学校通信制の課程）で学業を続けるとともに、個人的に就業体験を積ませることで、職業準備を積ませる選択をすることになった。	母親	21	障害受容	療育手帳交付（23歳）も、家族の申請によるものであり、本人に自覚はない。 知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、事業所閉鎖により離職、その後、就職活動を行い、現在に至る 「学習障害」主訴は母親・本人

表 2-1-3-1 対象者の概要：新規高卒就職をしなかった事例：進路先未決定 …… 診断と経歴 ……

事例	性	学習障害の診断	教育歴			職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの利用			療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末	
			小学校	中学校	高校		在学中の問題	仲介者	利用年齢		課題
G	女	教育相談所（不明）	通常学級	通常と特殊	高等学校生活科（サポート校）	学業に遅れ いじめ 学校や家族の評価に納得できずに学校不応	高校卒業時に紹介された仕事は簡単すぎることを理由に拒否。 相談場面で職業リハビリテーションが提案されたが、拒否。	担任教師	18	障害受容	職業リハビリテーションの利用は家族の申請によるものであり、本人に受容はない。 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし
H	男	児童相談所（就学時）	通常と特殊	通常と特殊	定時制高等学校	学業に遅れ いじめ	特殊学級への通級は不応状況の解決にはつながらず、学校体験は健常者としてのアイデンティティの崩壊で卒業期を迎えた。 卒業後の就職は考えず、進路未決定のまま卒業することになった。	母親	20	障害受容	職業リハビリテーションの利用は家族の申請によるものであり、本人に受容はない。 療育手帳交付（21歳）。 知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

表 2-1-2-2 対象者の概要：新規高卒就職をしなかった事例：高校中退 …… 課題 ……

事例	「学習障害」の受けとめ方	青年期の再評価実施時期とフィードバックの課題	青年期における本人の障害理解の課題	職業的社会化の課題
E	父親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめていたが、学校不応の背景理解が十分ではなく、就職先は一般扱いで親の自己開拓によっていた。	就業体験を積ませる中で、雇用の継続に至らない事態が続いたことから、相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。	親との基本的信頼関係に課題が多い一方で、親には従わないわけにはいかないことから、放棄するのではないが全力では取り組まないという姿勢で折り合いをつけてきた。 対人ストレスが高く、全ての不調を対人問題で理解しようとしていた。慢性的な空虚感があり、障害との関連では理解されていなかった。	抑うつ的で表出感情が乏しく、閉塞状況を呈していた。本人にとって安心して所属できる環境（家庭や地域・相談機関等）が見出せないことから、作業遂行への意欲がもてず、職業カウンセリングの対象というよりも臨床的な介入が必要な状況になっていた。
F	母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめ、職業自立の準備を学校教育ではなく、社会経験の充実に求めた。	就業体験を積ませる中で、採用に至らない事態が続いたことから、相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。	「学習障害」を卒業したという受けとめ方であり、作業遂行に自信がもてない状況があっても、障害との関連では理解されていなかった。	学校卒業後は就職するという生活設計は、本人には明確ではなかった。「やってみたい仕事」に対する思いが強く、遂行可能性の見通しとは関係なく求職活動をした。

表 2-1-3-2 対象者の概要：新規高卒就職をしなかった事例：進路先未決定 …… 課題 ……

事例	「学習障害」の受けとめ方	青年期の再評価実施時期とフィードバックの課題	青年期における本人の障害理解の課題	職業的社会化の課題
G	母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめて早期対応の道を特殊学級に求めた。	新規高卒での採用に至らず、一般扱いによる求職活動を行うが、希望する職種での採用は実現しなかった。 相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。療育手帳取得をすすめられたが、受け入れを拒否することになった。	「障害と障害者を強く拒否」しており、「知的障害者と同じ職場で働く」ことへの拒否が強かった。 抑うつ的で表出感情が乏しく、慢性的な空虚感により、閉塞状況を呈していた。 障害者とともにいること自体を拒否、抜毛や時計の音に過敏に反応するなど、神経症状を発現、引きこもりに至る可能性が高いことが示唆された。	学校卒業後は就職するという生活設計は、本人には明確ではなかった。 「障害者ではない自分探し」に懸命であることに加え、自分の意志に反した選択をすすめてきた親と学校関係者への「恨み」を受けとめる相手がいないために、自立はテーマにならなかった。
H	母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめ、高校卒業後の職業自立を希望した。	新規高卒での採用に至らず、一般扱いによる求職活動を行うが、本人にとって安心できる場がなく、そのまま在宅となった。 相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。	抑うつ的で表出感情が乏しく、慢性的な空虚感があり、対人関係のトラブルを回避したいという思いが、唯一の希望となっていた。 障害者雇用の対象となるという選択を親がしたことで、自己理解と客観的理解のギャップがきわめて小さくなった。このため、本人は他者評価の低さに対して安心感を持つようになった。	本人は困ったときには部屋に引きこもることを想定しているなど、閉塞状況を呈していた。しかし、支援の対象となることで、引きこもりからの立ち直りに際し、自立をしたいという意志を表明することができるようになった。

(1) 安心できる居場所をどこにも見つけられなかったEさんの事例：高等学校普通科を中退

①プロフィール

男性。高等学校普通科に進学したが、いじめにより保健室登校、不登校を経て中途退学にいたる。在宅（6ヶ月）の後、父親の職場開拓で就職したが、体調不良を理由に離職。その後も親のすすめる職場に勤めるが、退職までの期間が短くなり、短期アルバイトを断続的に繰り返した。児童相談所で地域障害者職業センターをすすめられ、相談の過程で療育手帳を取得（21歳）。

本人は、親子関係について「親には何を言っても仕方がないと思って、為すすべなく従ってきた」と表現していた。学校選択や職場選択に際しては、本人の思いとは別に選択・決定が進むという感想を持っており、放棄するのではないが全力で取り組まないことで折り合いをつけるという経験が蓄積されてきたといえる。

学校時代にいじめを経験しているが、こうした否定的な経験に対し、自分自身がいじめることのできる相手（弱者）を探して積極的にいじめを仕掛けることで解消を図ったという。しかし、いじめで傷ついた自分自身をいじめることで癒そうとする行動は、対人関係のストレスをいっそう高める結果となった。調査時点では抑うつ的で感情表出が乏しく、慢性的な空虚感により、閉塞状況を呈していた。不調の背景については、過去の否定的な人間関係を持ち出して切り抜けようとする傾向があった。本人にとって安心して所属できる環境（家庭や地域、相談機関等）を見いだせないことを背景に、作業遂行にも意欲がもてなくなっており、職業カウンセリングの対象というよりも臨床的な介入が必要な状況となった。

②障害受容の課題

ストレスの源は、自立をめざすことをすすめる「学校」であり、「家族」であり、「相談機関」であった。学校は集団適応を迫り、家族は親離れを迫り、相談機関は自立を迫るという受けとめ方をしており、身の置き所がない状況の中で鬱状態に陥っていたとみることができる。

こうした環境にあって自分で計画するという意欲に乏しく、目標達成行動を確信できなくなっていた。また、自分自身で決定したという経験がなく、努力の結果が肯定的な経験となった実感も持てなかった。したがって、本人にとって、職業リハビリテーション・サービスを主体的に利用しているという自覚があるわけではなく、「親がすすめる、とりあえずの居場所」と考えているにすぎなかったといえる。親が子の職業自立のために療育手帳の申請を検討しても、本人には自立すること自体を検討する気持ちがなく、したがって、当然のことながら自立のためのサービスの利用についても検討する気持ちがなかった。こうしたことから、職業リハビリテーション・サービスが就職をめざす人が利用している事業であるとわかった段階で、“とりあえずの居場所”の居心地が悪くなるという経過をたどることとなった。

③職務遂行上の課題

就職する意志がなく、自己防衛のために周囲の注意や指示、提案などは、概ね受け入れがたいという構えを作っていることから、課題には関心がない態度をとる点が特徴的である。課題を放棄したことを

見せずに切り抜ける方略を身につけてきた可能性が示唆されており、作業場面では「やめる」のではなく「いい加減にやる」ことが続いた。このことは、失敗体験を積んでいても放棄するわけにいかなかった経験から身につけた、適応のための方略であるともいえよう。

また、自分にとってむずかしい課題に対し、「できない」ことを表明せずに、できなくても「やっている」ことを示して自分に対する批判をかわす傾向があった。まずは、本人を癒す場面を保障することが、最大の課題となっていた。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例は、高等学校までの学校教育に適応できなかったことに加え、親からも承認されなかったという思いが強く、その過程で経験したストレスが本人の閉塞状況を作り出していた。相談先がなくなった時点で、親は職業リハビリテーション機関を相談先に選ぶことになった。

親がわが子を自立させたいと強く希望する場合、「とりあえず、親の提案には従う」という行動が観察されることが多いが、その背景として「本人にどのような拒否感があるのか」について注目する必要がある。加えて、遅れの認識が親子に明確に意識されていないこと、自立が親子にとって共通の目標でないこと、などにより、親の提案は新たなストレス源になったことを示している。こうした状態で職業自立を求められた結果、耐えられない事態に直面して身体症状並びに神経症状を呈することになった。障害を受容する以前の課題として、本人を受容する人間関係を構築することの緊急性が指摘された。

こうした事例にとって、確かに適応に困難があるという問題はあげられるが、その問題の解決には、生育歴を含め、家族関係や学校時代の人間関係等、様々な背景を検討する必要があるといえる。また、学校紹介のサービスを利用できなかった教育歴により、一般求人に応募する方法がとられたことが、さらに本人のストレスを高める結果になった点に注意が必要である。

(2) 就職のために親が中退をすすめたFさんの事例：通信制高等学校中退

①プロフィール

男性。中学校まで、親の方針により一貫して通常学級で教育を受けた。中学3年の進路相談では、成績はふるわなかったが生活面に非行がなかったために、単願推薦で私立高校に進学することをすすめられた。しかし、卒業まで責任をもって指導してもらえるのか、また、卒業後の就職先決定まで指導してもらえるのか、という不安が解消されず、進学を断念することになった。

全日制高等学校進学を断念した後、自立に向けて訓練場面の選択を始めることになった。次の教育訓練の場面として、母親は通信制高校の課程を取り入れた私塾の教育を選択した。その背景としては、本人が好きなスポーツを指導場面で多く取り入れていたこと、アルバイトの紹介を積極的にすすめていたこと、があげられる。職業選択のために障害者職業センターの利用を決断した時点で、私塾を3年で中退させることになった。入職時期を見極めて教育訓練を終了させるうえで、卒業資格は必要なかったからである。その後、障害者職業センターにおける相談の過程で療育手帳を取得(23歳)。障害者職業相

談会を利用し、正規職員として採用された。その後、通勤寮を含め、生活自立の支援を利用する選択をした。

②障害受容の課題

療育手帳については、就職の時には役に立ったが、「(就職したら) もう一人前だ」という気持ちが強かった。したがって、生活自立の支援を利用することについても親がすすめたことであり、何を目標にしたらよいかについての意見を持っていなかった。このため、常に課題を呈示し、確認する支援が必要となっていた。

③職務遂行上の課題

言語表現は得意でなく、聞かれたことに答えるのに一生懸命で、時には質問の意味が分からなくなることがあった。こうしたことから、彼が会話の流れを理解できるかどうかは、相手が受容的な態度で彼にあわせて言葉を選ぶスキルを持つかどうか依存しており、相手の人柄によっては困難も予想される。また、明確な指示がないと自分の行動に自信がもてないことがあった。動作や説明が緩慢であることから、職場の継続的な配慮が必要である。

ただし、働く習慣は、中学校卒業後の実習やアルバイト、サークルなど、親が選択した場面によって形成されたといえる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例は、高等学校教育に対し、「力不足の生徒を対象とした職業自立を支援する教育活動が期待できない」「進学したとしても職業紹介の機会を期待できない」と親自身が早めに判断して、就業体験場面の設定を自己開拓で行う決意をした点に特徴がある。本人にとってはアルバイトの経験であったが、親は職業準備のために課題の解決をめざすと位置づけていた。こうした流れの延長線上で、職業リハビリテーション・サービスの選択もまた、母親主導で行われた。療育手帳の取得についても、職業自立をめざすうえでは、親自身が決めなければならないことであるという明確な見解があったという。したがって、本人には、事後承諾となった。

この事例では、親がわが子を自立させたいと強く希望したことにより、親自身が職業リハビリテーションで行われているような訓練を就業体験の場に求めることになった。親に対し、きわめて依存度の高い生活を送ってきた事例であったが、事例 E と異なり、遅れの認識が親子で明確に意識されていること、自立が親子にとって共通の目標であること、職業リハビリテーション・サービスの選択に関する決断が比較的早い時期（中学校卒業以前）に行われたこと、などにより、親の提案を既定の事実として子が受けとめる結果となった。また、こうした決断の背景には、就業体験を職業自立の準備に結びつけた判断があり、こうした体験的な準備学習の意義が強調された点とともに、それが学校教育の場面では期待できないものであると判断された点を特筆すべきであろう。

(3) 障害児学級に違和感の大きかったGさんの事例：高等学校生活科を卒業、進路先未決定

①プロフィール

女性。親はわが子を「学習障害」とうけとめ、特性にあった教育場面として中学校では特殊学級編入を選択した。通常学級では学業不適應を示していたのだが、本人は学校や家族の評価に納得できず、特殊学級編入後においては学校生活不適應を示すことになった。こうしたことから、親と教師に対し、恨みに近い拒否があった。高校進学においても普通科ではなかったことから、さらに不全感を増大させることになった。高校卒業時に紹介された仕事は、簡単すぎることを理由に拒否。対人関係全般にきわめて強い不信があった。

地域障害者職業センターにおける相談の開始（18歳）は高等学校担任の紹介によるが、学校に対しても親に対するのと同様の恨みがあった。こうしたことから、不全感が強く、抑うつ的で感情表出が乏しく、慢性的な空虚感により、閉塞状況を呈していた。

障害者とともにいること自体を拒否し、抜毛や時計の音に過敏に反応するなど、神経症状を発現、“ひきこもり”に至る可能性がきわめて強く示唆された。

②障害受容の課題

「苦手なことが多いが、自分は障害者ではない」「何に向いているのかを知りたい」と漠然と考えている段階であり、「知的障害者には、どう接してよいかわからない」「身体の障害であればいいが、知的障害者とは一緒に働きたくない」という強い拒否が示されるのみであった。療育手帳についても、知的障害判定についても、自分には関係のないことと受けとめており、説明を聞く気持ちにはならない状況であった。

③職務遂行上の課題

親が新規高卒就職を希望しても、紹介された先を本人が拒否して進路先未決定となった。在宅になったことから、高校の担任教師が地域障害者職業センターにおける相談をすすめることになった。その後、親が職業リハビリテーション・サービスの利用を選択し、子どもとあえずは参加したが、障害者ではないという意識が強く、再び在宅となった。

就業体験がなく、アルバイトもボランティアも、提案者が母親あるいは高校の教師であるということで、検討の対象とはならなかった。このような場合、どのような評価場面を設定しようとも、本人の「構え」が強固であり、とりあえずその場をしのげればよしとする態度で臨む可能性が高い。就職に関して強く意識されているのは、「作業ができるかどうか」ではなく、「(障害者としてではなく) 適職が見つかるかどうか」であった。こうしたことから、作業遂行上の課題を明確にすることができず、それ以前の問題が大きいことが明らかになった。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

本人は、特殊学級に在籍したことが適合的でなかったと感じており、それ以降の特別な環境での経験

を否定的に評価することになった。特殊学級では自分自身が能力的に一番優れた存在であったことから、「自己評価の見積もりが的確にできなかった」と同時に「障害と障害者を強く拒否する」結果となったといえる。しかしながら、自己評価が現実的ではなく、修正に困難があるという状況は、彼女の知的発達障害によって生じたものであり、理解を求めることにはもともと支援が必要であるともいえる。

ただし、学校時代の経験を不幸であると感じ、「自分が思っていることをわかってくれる人は、中学校時代の特殊学級の（自分と同様の）友人ひとりだけ」と考えていた。こうしたことは、職業リハビリテーションの活動場面でも同様の課題に挑戦する友人を受け容れる可能性を示唆しており、現在の彼女をとりまく閉塞状況を拓く可能性がないわけではないことを示唆するものである。つまり、職業自立をめざす（一定程度の作業遂行が見込める）知的障害者との比較において自分より優れた作業遂行者がいることを経験することによって自己理解を深めることが重要である。しかし、この際には、この知的障害者に対する「構え」が課題達成の障壁となるという、まさにディレンマの中で検討されなければならないことになる。したがって、日々のカウンセリングを欠くことができないといえる。加えて、本人が「表面的には適応しているように振る舞っている」と考えている現在、課題達成の援助に際しては、周到に用意された個別計画が必要である。

この事例の場合、学校時代の否定的体験は、多くの事例が示すような「いじめ」ではなく、客観的な評価が適切にフィードバックされなかったことにより、本人の特性が過大に評価されたことによる。こうした場合、本人にとってどれほどの打撃であったとしても、一般で求職活動を行い、そこで失敗するという体験を通してでなければ、適正な評価を受けとめられないのかもしれない。この事例は、背景要因の検討が職業リハビリテーションの成否の鍵とも言うべき重要な点であることを示している。あわせて、学校時代に構築された「対人不信の構え」が改善されないままでは、移行の準備が整わないことも示している。

ただし、本人に受けとめがたかったこととは別に、高等学校において職業リハビリテーション・サービスの利用を提案する役割が担われた点は、特筆するに値する。

（４）通常学級に違和感の大きかったHさんの事例：定時制高等学校卒業、進路先未決定

①プロフィール

男性。親はわが子の特性にあった教育場面として通常学級を選択した。通常学級において、いじめなどにより学校生活不適應を示したことから、中学校では特殊学級への通級がすすめられた。しかし、通常学級と特殊学級のいずれにも所属しているという事態は不適應状況の解消にはつながらず、学校生活においては対人不適應が増大していったという思いが強かった。特殊学級は本人にとって安心できる居場所であったが、それが正式の所属ではなかったことから、通常学級と特殊学級の間を行ったり来たりする生活の中で自己像を確立できなくなったといえる。本人の強い希望により、高等学校進学に際しては全日制ではなく定時制が選択された。卒業後の進路選択で、家族は職業自立を希望するが、「一般扱い」での求職活動は不調に終わったことから、進路先未決定のままで在宅となった。

家族に学校卒業後は就職させるという意志が強く、家族主導で職業生活設計の見直しを行ったことになる。その結果として、適性検査等の評価を求めて職業リハビリテーション機関への接近がはかられた(20歳)。しかし、本人は就職する見通しがもてず、困ったときには「部屋に閉じこもる」ことを想定しているなど、閉塞状況を呈していた。抑うつ的で感情表出が乏しく、慢性的な空虚感があり、対人関係のトラブルを回避したいという思いが、唯一の希望となっているなどにより、その後の面接や一連の検査・訓練では「できないことをできないとうけとめる」ことが課題となった。

その後、知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る。

②障害受容の課題

障害の診断がなかったことから通常学級が選択されたが、学校体験は肯定的ではなく、“いじめ”の対象となるなどにより、特殊学級への通級が選択された。彼を拘束している「対人接触を回避したいという強い思い」は、学校時代に形成されたものとみることができ、この時期、彼にとっては、安全に生活する環境が保障されていない状況であったといえる。以後、意味ある他者を持たない、肯定的な人間関係の経験がない、などにより、ますます閉塞感を深めていったとみられる。

自分は「障害者ではない」という明確な主張はなく、対人接触を避けられるのであれば何でもよいという構えであった。こうした構えは、傷つくことから逃れるための防衛的な手段として形成されたとみることができる。日常生活におけるさまざまな困難の背景に「障害がある」ことを考えたことがなかったという点では、「自分の特性を障害として受けとめる」以前の問題があったといえる。

③職務遂行上の課題

言語的な表出に関しては、「話すことがない」わけでも「他者の意図を理解していない」わけでもないが、自らの感情や意思を言語や態度で表明することに、著しい困難が認められる。このため、「質問に適切に答えること」が難しい場合も多い。

作業面では、全体的に作業は正確で指示の理解も問題が少ない。しかし、就職に関して強く意識されているのは、「作業ができるかどうか」よりも「対人接触を回避できるかどうか」である。体験場面を通して遂行可能な作業を見だし、作業における達成感を持つことは重要な課題であるが、加えて、配慮されて仕事を遂行することを通して、必要以上に対人関係に拒否的にならなくても仕事ができることを体験的に理解することが大きな課題となる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例は、親に対して、きわめて依存度の高い生活を送ってきた事例であるが、選択・決定や困難に際しては“ひきこもること”によって直面することを回避したいと考えることを通例としていた。家族の方針で学校卒業後の進路としては「就職」が選択されていたが、本人にとっては親から与えられた難しい課題であり、学校卒業時には「就職」を希望する理由は明確でなかった。関心のある仕事もなく、どうしたら対人接触を回避できるかに関心があったといえる。

職業リハビリテーション・サービスを利用するという選択もまた、「就職」のために親が行ったものであったから、「とりあえず親の提案に従った」だけにすぎなかった。しかし、サービスを利用する過程で、就職をめざす知的障害者とともに訓練する経験を通して、彼らとともにいる場が無理なく所属できる集団であると受けとめることになった。それ以降、職業リハビリテーションを利用した求職活動について肯定的になっていった。

3. 新規高卒就職を希望しなかった事例（その2）

.....さらなる進学機会の探索について.....

「学習障害」があったとしても、高校卒業後の進路としてさらなる進学機会を求めた場合において、卒業後に学校紹介により「一般扱い」での雇用を保障するサービスを利用して入職し、適応・定着ができれば、こうした選択は適切であったといえる。中等後教育の課程では専修学校専門課程もまた、同様の紹介機能を持つことができるからである。

しかし、進学をしたとしても卒業時に学校紹介の機能が十分でない場合には、一般求人に応募することになる。あるいは、途中で就学の継続を断念した場合にも、一般求人に応募することになる。したがって、学校から職業への移行に際し、さらなる就学機会を求めた事例では、「問題の先送り」や「モラトリアム」が進学動機になっていないかどうかの検討が必要である。就職を先送りすることで、問題に立ち向かうことの困難がさらに大きくなるからである。

ここでは、職業リハビリテーション・サービスを利用した事例のうち、新規高卒就職を希望しなかった事例として3例をとりあげた（表 2-1-4-1～2）。学校歴を長期化したことが一般扱いでの要求水準に答えられないという事態を先送りすることに結びついた事例に典型的な行動例をまとめることにしたい。

課題の先送りについて

ここでは、障害に向きあうという課題を先送りすることがもたらす事態について、3事例をとりあげる。親の気力と体力と経済力が続く限り、在学期間を長期化させる可能性を指摘するものである。

Iさんは“障害者職業センターにいる自分に違和感がある”ものの“期待に応えられない自分”を職業場面で検討した経験をもたないまま、“頑張ればできる”を目標に、自分探しを続けた事例である。

Jさんは“期待に応えられない自分”に対し、どのように受けとめればよいかについて、親の提案を待っていた事例である。現実には、いろいろやってみてうまくいかないことから、親が職業リハビリテーションを選択したことにより知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

Kさんは“期待に応えられない自分”に対し、やってみたい仕事にこだわった事例である。

3 事例はいずれも高校卒業後の進路としてさらなる就学機会を求め、あるいは資格取得を求め、さらには資格を取得したとしても、そのことが求職活動に肯定的には寄与しなかった点に注意が必要である。結果論になるが、生徒や家族の側に、自らの障害を受けとめていない（受けとめたくない）という思いがあり、それが進学動機であったとしても、学校側にも生徒の障害特性を的確に理解した指導体制がなかったとみてよいだろう。

ここでも、職業リハビリテーション・サービスが選択されるに際しては、最終在籍校となった専修学校の関与はなかった。本来は、学校が生徒の障害特性を理解し、職業リハビリテーションの情報提供をすることが必要になる場面が在学中になかったのかという疑問を抱くべき局面である。しかし、さらなる進学を希望していれば、こうした情報提供の場面は求められなかったといえよう。

表 2-1-4-1 対象者の概要：新規高卒就職を希望しなかった事例：さらなる就学機会を探索 …… 診断と経歴 ……

事例	性	学習障害の診断	教育歴			職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの利用			療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末	
			小学校	中学校	高校		在学中の問題	仲介者	利用年齢		課題
I	男	小児科（14歳）	通常学級	通常学級	高等学校農業科＋専修学校	学業に遅れ 転導性 いじめ	卒業後の就職は考えず、進路未決定のまま卒業することになった。 卒業後に専修学校一般課程を修了するが、職業準備が整わなかった	母親	24	障害受容	知的障害判定を検討するが一般扱いの就職を強く希望 「学習障害」主訴は両親 本人には自覚なし 本人の障害理解：普通でやってきた自分には、療育手帳は必要ない 両親の障害理解：学校時代の不全感は障害に起因している
J	男	教育相談所（10歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋専修学校一般課程中退	学業に遅れ	学校紹介では求職活動をせず、進路未決定のまま卒業 専修学校一般課程に進学したが、課題についていくことができずに中退。	母親	20	障害受容 過剰適応	療育手帳交付（20歳）は家族の申請によるものである。 本人に受容はないが、知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし
K	男	教育相談所（15歳）	通常学級	通常学級	全寮制高等学校＋専修学校専門課程	学業に遅れ （「計算」と「作業」） いじめ	いじめからの緊急避難で高等学校を選択。専修学校卒業後の就職が実現せず、高校時代の実習先を頼った（個人的な依頼）が、不調におわる。	担任教師・母親	19	障害受容	知的障害判定（19歳）は家族の申請による。 知的障害対象の求人に応募して採用となるが、準備不足を指摘されて離職（本人による離職理由：事業所の配慮並びに理解の不足）。 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

したがって、いずれの事例にも共通するのは、親が職業リハビリテーション機関の利用を提案するという点である。こうした事例では、親が自立を強く希望することになった時点で、親自身が職業リハビリテーションへの仲介者の役割を担ったことを示唆している。しかしまた、親自身が職業リハビリテーション・サービスの利用を受け容れることができず、高校卒業後においてもさらなる就学機会を求めて在学期間の長期化を図った場合には、親が方針転換を提案したとしても、子は親のようには受け容れがたいという問題も示された。加えて、判断そのものを親に依存した結果、障害に向きあうことそのものを回避することになる問題も検討しなくてはならないということが示された。

表 2-1-4-2 対象者の概要：新規高卒就職を希望しなかった事例：さらなる就学機会を探索 …… 課題 ……

事例	「学習障害」の受けとめ方	青年期の再評価実施時期とフィードバックの課題	青年期における本人の障害理解の課題	職業的社会化の課題
I	<p>両親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」とうけとめたが、在学中に職業自立の準備は検討しなかった。</p> <p>知的障害とは異なる特性を持つと受けとめていた。</p>	<p>一般扱いの求職活動を希望した。しかし、求職活動は行わず、さらなる進学機会もなくなったことから、親のすすめで職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>軽度の知的障害者に対し、「彼らは、なぜ手帳を持っているのか」とうけとめ、自分自身との間に違和感が少ない点に気づきつつも、自らの障害に対する理解は、修正されなかった。</p> <p>「周囲の期待にこたえている」という意識から「もっと、周囲の期待にこたえたい」という目標を掲げるが、自己理解と客観的理解のギャップが大きかった。このため、ギャップの大きさを指摘する支援が必要であるが、本人は他者評価の低さに対する不全感が大きかった。</p>	<p>「学校卒業後は就職する」という生活設計は持っていなかった。したがって、求職活動は現実的な課題として受けとめられていなかった。</p> <p>作業遂行上の問題は、自己理解(やればできる)と周囲の理解(できないことが多い/配慮がないときびしいだろう)の乖離に特化していた。</p>
J	<p>母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」とうけとめ、職業自立の準備を資格取得に求めた。</p>	<p>新規高卒での採用に至らず、一般扱いによる求職活動を行うが、希望する職種での採用は実現しなかった。</p> <p>相談先として、親が一般の適性相談所を経由して、職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>家族に対して「いい子」を演じ続けた結果、一見問題がないように見えるが、内的適応には困難が大きく、依存と反発が交錯していた。</p> <p>作業遂行に困難が大きいが、自信がもてないという以上の理解は求められたことがなかった。</p>	<p>「学校卒業後は就職する」という生活設計は持っていなかった。</p> <p>意識にあるのは「作業ができるかどうか」よりも「休日があるか」「残業がないか」であり、作業における達成感を持つことと同様に、働く生活を理解することが課題であった。</p>
K	<p>母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」とうけとめたが、いじめの対象となったことから進学に際し、遠隔地の学校を選択した。</p>	<p>高校在学時の実習先に紹介を依頼するも、評価が厳しく採用されなかった。</p> <p>相談先として、親が職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>作業遂行に自信がもてない状況があっても、障害との関連では理解されていなかった。</p> <p>本人の進路目標は、本人の特性からの乖離が大きく、自己理解並びに障害理解に加えて、労働習慣の体得などが求められているが、本人にはそうした自覚がなかった。</p>	<p>「やってみたい仕事」に対する思いが強く、遂行可能性の見通しとは関係なく目標を持っていた。</p> <p>仕事ぶりや仕事の出来高に対する自己評価が甘いことに気がつかないままに行動したり、場面理解が十分でないままにさまざまな意見表明をすることから、“生意気な言動が多い”や“自分に対して過大評価をする”や“矛盾したことを平然と言う”など、自己理解とのギャップが大きかった。</p>

(1) 障害者に違和感をもって“自分探し”を続けるIさんの事例：

高等学校農業科卒業後、専修学校一般課程修了

①プロフィール

男性。高校卒業後、専修学校一般課程を修了。専修学校を卒業後に就職を検討するがあえて希望せず
に在宅（2年）となる。居場所がなくなったことから、地域障害者職業センターにおいて相談を開始
（24歳）するが、決定は親の意志による。本人にとっては、障害者を対象としたサービスの利用に違和
感が強かった。

障害者とともにいることに加え、客観的な評価が低いことにも不全感を持っており、“健常者としての
自分”探しに至る可能性がきわめて高いといえる。

②障害受容の課題

学習障害は母親の意向で診断されたが、本人には説明がなかった。「普通」の教育歴を重ねてきた自
分は、障害者雇用対策を利用する職業選択に馴染まないと考えており、職業リハビリテーション・サー
ビスを利用する自分を「不思議に思っていた」という。一方、サービスの利用者は養護学校や特殊学級
の出身者だけではないということを十分に理解していないにもかかわらず、利用者と自分自身との間に
違和感が少ないという点に対しても「不思議に思う」という状況であった。高等学校を卒業した利用者
もまた療育手帳を持っている場合があることについても、自分自身は関係ないという思いが強かった。

作業手順の理解には特段の問題を感じていないうえに、作業量についても問題がないという理解をし
ていたために、療育手帳は必要ないと考えていた。しかし、作業量の見積りは、「一般扱い」に求めら
れる明確な基準で検討しているわけではなかった。療育手帳はともかくとして、知的障害判定は検討の
余地がないわけではないという理解であったが、とりあえず、一般扱いの就職を希望していた。

③職務遂行上の課題

視覚記憶に若干の困難があることから、手順の理解や作業習熟に時間がかかる。指示をスモールステ
ップに分解し、指示書で確認できるようにしたうえで、試行錯誤を認めれば、自分のペースで遂行でき
るようになる可能性が高かった。しかし、「普通で来た」に加えて「一般で行きたい」という気持ちが
強く、苦手なことも習熟すればできると考えていた。「できるようになる」ことへの自己評価が高く、「障
害」「判定」は自分とは無縁のものであるということを肯定したい気持ちが先に立っていた。

作業遂行の水準では、意欲を喚起されない作業（例えば、単純反復作業）や意欲を喚起されない指示
（例えば、目的や意図が明確に示されない課題）に対しては作業水準が低いなど、周囲の理解を得にく
い状況があった。

職業経験がないために、一般で求職活動をすることを希望してはいても、それが妥当であるという基
準を持ち得なかった。一方、配慮されて就業するという体験については、自分自身には馴染まないの
ではないかという思いを持っていた。また、「挨拶をしないのは挨拶が返ってこなかったらつらいからだ」
など、対人関係においても、長期的・継続的なフォローアップを欠くことができな
いと考えられた。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

高校卒業後も親の意向でさらなる就学機会が探索された。一方で、親の主導で地域障害者職業センターや福祉作業所の見学が計画された。こうした経緯で、職業リハビリテーション・サービスの利用が選択されたが、障害理解並びに自己理解の課題が大きく、“自分探し”から抜け出すことができない事例であるといえる。

この事例では、親の方針転換が行われ、親から本人に対して方針転換が提案された。しかし、あくまで「一般扱い」を模索した本人に対し、本人自身の特性理解を支える体制が十分でなかった点を指摘することができる。

(2) 療育手帳で就職した先輩“LD”青年をモデルにして先送りを中断したJさんの事例：

専修学校高等課程・専修学校一般課程中退

①プロフィール

男性。親の方針で中学校まで通常学級を選択させたが、遅れについては意識しており、療育相談は継続していた、子どもにも療育活動に参加させるなど、通常学級以外での活動経験を積ませていた。しかし本人は障害特性に即した活動に参加したという受けとめ方ではなく、アルバイトをしたと理解しており、参加の目的は必ずしも的確に理解できているわけではなかった。

高等学校卒業時にはそのままでは就職が困難であると考えた親は、進路として専修学校一般課程への進学をすすめた。ただし、親の主導ですすすめられたことから、進学することについても、また、進学して何を学ぶのかについても、本人に意志や希望が確認されたわけではなかった。進学先では、知識・技能の習得困難のため追試験に不合格となり、退学。その後、一般求人に応募したが不調に終わる。

中退後、「自信がない」状態では求職活動をしもうまくいかなかった。体力的にも精神的にも8時間労働に不安が大きい、仕事が遅い、本人に労働に対する意欲が育ってこないなどにより、親が方針転換を迫られることになった。職業自立のみならず生活自立の課題も山積しており、達成の見通しがもてないことから、職業リハビリテーション・サービスに加えて障害者福祉の支援を利用することを考え始めることになった。

職業リハビリテーション・サービスは親の提案で選択することになったが、あわせて、療育手帳を取得して就職した先輩“LD”青年の体験談を聞いたことにより、療育手帳を取得（20歳）。知的障害者対象の求人に応募することを検討することになった。

②障害受容の課題

「障害ではない」でも「障害がある」でも、どちらでもなく、自分の困難な問題の背景については、考えていないというのが適切な理解といえよう。療育手帳についても、「持っている人を知っている」ので「手帳があることを知っている」という受けとめ方であった。この“知り合い”は、親の紹介で出会った人ということになるから、彼の障害に対する理解は親主導で穏やかに促されたことになったと

いえる。そして、この出会いにより先輩“LD”青年の体験を聞くことになり、職場では「手助けしてもらって働く方がよい」ことを教えられることになった。

③職務遂行上の課題

言語的な理解に困難が認められることから、「質問に適切に答えること」が難しい場合も多い。この場合、「質問の意図を聞き返す」ことはできず、「自分の理解できる範囲で回答する」傾向が強いため、全体的に矛盾した印象を与えやすい。

複雑な課題になると、遂行に非常に時間がかかるなどの作業面の問題に対し、「現在の作業は把握できている」「目標達成に努力している」を詳細に説明することにより、現在の生活にうまく適応していることを示そうという気持ちが強かった。肯定的な生活態度として評価できる一方で、自己評価と客観的な評価との乖離が大きいといえる。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例は、学校紹介による就職を希望せず、資格取得をめざした卒業後の専修学校の課程に挫折し、その後の一般での求職活動に失敗した結果として、就業体験がないままで職業リハビリテーション・サービスの利用を検討した事例である。しかし、親に対して「いい子」でありたいと行動した結果を「方針転換に関する受け入れがいい」と理解しやすい点にこそ注意が必要である。

就職に関しては「作業ができるかどうか」よりも、「休日が定期的にあるか」「残業がないか」が強く意識されていた。体験場面を通して遂行可能な作業を見だし、作業における達成感を持つことは重要な課題であるが、加えて、「働く生活」を体験的に理解することが課題となった。

この事例では、自分と同じ教育歴を持ち、療育手帳を取得して採用された“LD”青年の選択をモデルとして親の選択を受け入れることが可能となった点が特徴的である。就業体験を通して理解を深めることが重要であることに加えて、先輩の体験を自分の体験に重ね合わせることを通して体験的な理解の深化を促すことができること、親以外にも先輩青年が職業リハビリテーション・サービスへの架け橋の役割を担う可能性があること、を指摘することができる。

(3) “やってみたい仕事”を探すKさんの事例：高等学校卒業・専修学校専門課程修了

①プロフィール

男性。中学校時代のいじめからの緊急避難で、寄宿制の高等学校を選択。卒業後の進路として就職を考えず、親元に戻り、専修学校専門課程で資格を取得した後に就職することを希望していた。資格は取得したが就職希望は実現しなかった。その後、高校時代の実習先企業に応募（個人的依頼）したが、不調に終わった。その後も求職活動をしたが、採用に結びつかなかったことから、高等学校で情報提供された職業リハビリテーション・サービスの利用を検討することになった。知的障害判定（19歳）で知的障害対象の求人に応募して採用となるが、準備不足を指摘されて離職。

本人の希望する職種は、本人の特性からの乖離が大きく、自己理解並びに障害理解に加えて、労働習

慣の体得などが求められたが、本人にはそうした課題の自覚がなかった。

②障害受容の課題

「障害ではない」でも「障害がある」でも、どちらでもなく、自分の困難な問題の背景については、考えていないというのが適切な理解であったといえる。療育手帳についても、知的障害判定についても関心がなく、障害についても深く考えてはいなかったといえる。

寄宿制高等学校の課程では、就業体験が学校の教育課程に位置づけられていた。加えて職業リハビリテーションの情報提供をしたことから見て、特性評価が行われていたとみることができる。しかし、卒業時に進学を選択したため、こうした就業体験は職業選択の資料とはならなかった。

また、専門課程で取得した免許が就職に結びつかなかったことから、親が高校時代の就業体験先に採用可能性を問い合わせるなど、個人的に求職活動を行うが不調に終わることになった。こうした結果として、職業リハビリテーション・サービスの利用が選択されたことになる。これは高等時代に提供された情報によっている。したがって、情報があったとしても学校紹介の就職を希望せず、さらなる就学機会を求めて「一般扱い」での採用可能性を追求したことになる。

知的障害対象の求人に応募して採用された事業所が、高校時代に就業体験を実施した企業と同業職種であった。本人によれば、学校時代の就業体験と比べて実際の職場は「ずいぶん仕事違って驚いた」「仕事がきつかった」という評価であった。こうした感想からは、在学中の就業体験が進路指導における特性評価と結びついていたとしても、採用を前提としない体験学習において事業所に障害理解や配慮を求めることは難しく、本人自身の障害理解を深めることはさらに難しかったと考えられる。

③職務遂行上の課題

入職前から勤怠やミスの改善が課題として指摘されていたが、改善されなかったために作業態度並びに作業遂行の水準を問われるようになった。配置転換が検討されたが、遂行可能な作業が見いだせなかったことから、会社と親の話し合いがもたれ、本人に具体的な目標が提示されるとともに、事業所側も現場担当者の理解を促すことで猶予期間を設けることになった。この期間をおいてもなお、課題は改善されず、退職となった。

一方、「仕事はちゃんとやっている」「俺はちゃんと真面目にやっていた」「仕事でできないと言われたことはない……できないと言われることは嫌」など、課題の理解にくいちがいがあった。親もまた、わが子の言い分を支持したことから、親子で「職場の理解のなさ」が離職の原因であると受けとめることになった。「自分は真面目にやっているのに周囲が協力的でない」というように、自分の否定的感情を他に投影して、自責の念を和らげる傾向が強く、特に、作業遂行の困難には目が向いていなかったことから、不本意にも「頑張ればできるのに、やめなければならなくなった」という思いが強く残った。

仕事ぶりや仕事の出来高に対する自己評価が甘いことに気がつかないままに行動したり、場面理解が十分でないままにさまざまな意見表明することから、周囲の評価は「生意気な言動が多い」「自分に

対して過大評価をする」「矛盾したことを平然と言う」などであった。これは、対人関係の問題というよりも自己理解の問題であるとみる方が適切であろう。加えて、苦手な課題については「いい加減」で「適当に対応する」ことも多かった。こうした場面では課題達成を回避する可能性があるため、配慮がある職場であっても理解を得ることには困難が大きかった。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

この事例では、「本当に就きたい仕事は離職した仕事とは別の仕事であると考える」「もっともらしい理屈をつけて不安や緊張を解消し、努力の不足を棚にあげて失敗を事業所の配慮のなさのせいにする」「問題を過小評価してとり繕う」などにより、「できないことをできないと受けとめて、障害と向きあう」ことを回避して、切り抜けてきたことが示された。

また、高校時代の就業体験先に採用を希望したことが、結果的には「一般扱いの採用」なのか「障害者対象の採用」なのかについて、本人が理解しにくい状況を作ることになった。このことが、障害に対する受けとめ方を曖昧にした原因の一つである。この事例では、親が子に対し、職業リハビリテーション・サービスを利用した求職活動を提案することになったが、子にとっては理解できない展開であった。こうした流れの中では、失敗体験が本人の特性理解と結びつかないことから、障害受容のための有効な体験になりえなかったことを示唆している。

4. まとめ

学齢期の診断とは異なる障害特性として“知的障害”と向きあうことになった事例において、それを受け容れることの課題をまとめておくことにしたい。

職業評価により障害特性の説明があったとしても、知的障害を受け容れがたい事例は多い。いずれも、療育手帳を取得する、もしくは知的障害判定を利用する、のいずれかによって雇用対策上の障害者として職業リハビリテーション・サービスを検討することになった事例ではあったが、かつて「学習障害」といわれたこととは異なる障害特性を受け容れがたいという事例は多くはなかった。むしろ、本人にとっては「学習障害」を知らずに、もしくは説明があったとしても深刻な関心を持たずに通常学級を卒業したことから「知的障害を指摘されることは予想していなかった」という事例の方が多いため過言ではない。一方、親の方はかつての診断名もしくは主訴としての「学習障害」とは異なる障害特性（知的障害）を受け容れることに困難が大きかった。したがって、知的障害者対象の職業リハビリテーション・サービスを利用する選択をするにあたって、親の葛藤は本人よりも大きかったといえる。しかし、親が受け容れてはじめて職業生活設計の見直しが成立するという事例が多かった。

こうしたことから、職業リハビリテーション・サービスの利用を検討したものの、自らの障害特性に向きあうこと、加えて、障害を受け容れることに支援が必要となる事例が多く、その背景を検討しておくことが必要であると考えられる。

(1) 職業リハビリテーション・サービスの利用について

検討したすべての事例は、職業リハビリテーション・サービスの利用が選択された点で共通しているが、はじめから職業リハビリテーション・サービスの利用が検討されたわけではない。というより、職業リハビリテーション・サービスは、制度化された新規学卒就職サービスのみならず、さまざまな一般求人媒体が検討された後に選択されたものであった。このため「対象者の概要」については、職業選択に際して、新規高卒サービスをどのように検討したかによって作成したものである。

新規高卒就職を希望した事例（表 2-1-1-1 ～ 2）については、学校紹介のシステムにしたがって「一般扱い」で採用されたが離職することになった、もしくは採用されなかった事例をとりあげたものであるが、選択した教育歴に相応したサービス（学校紹介による移行サービス）の選択であったといえる。問題となるのは、この学校を介した移行サービスが的確に機能するシステムであるのかどうか、また、このサービスが彼らを対象としての的確に機能するシステムであるのかどうかであろう。システムの機能並びに対象者については第4章で総括するが、ここでは、彼らの事例では的確に機能しなかったこととともに、学校の生徒理解と本人の自己理解の課題について、障害との関連では検討されなかったことをあげておきたい。

また、新規高卒就職を希望しなかった事例：高校中退（表 2-1-2-1 ～ 2）については、教育歴の形成を断念することになった事例であり、結果的に教育歴に相応したサービスを利用できなかった事例である。同様に、新規高卒就職を希望しなかった事例：進路先未決定（表 2-1-3-1 ～ 2）については、教育歴は形成したものの教育歴に相応したサービスを利用できなかった事例である。問題となるのは、学校を介した移行サービスを利用できなかった場合、どのような選択肢が検討されたのか、であろう。

さらに、新規高卒就職を希望しなかった事例：さらなる就学機会を探索（表 2-1-4-1 ～ 2）について問題となるのは、進学先において学校を介した移行サービスを利用できたのかどうか、利用できなかった場合にはどのような選択肢が検討されたのか、であろう。

どの事例においても、学校を介した移行サービスを利用した事例においてさえ、継続が困難となった時点では、ひとまず、職業リハビリテーション以外の選択肢が志向された。

職業リハビリテーションを選択するまでに、一般求人への応募、広告への応募、縁故等自己開拓などが検討された。そして、これらの選択肢によるさまざまな求職活動が不調に終わった後に職業リハビリテーションが選択された事例（Bさん・Dさん・Fさん・Jさん・Kさん）もあれば、不調に伴うダメージの大きさが顕著になったことから職業リハビリテーションが選択された事例（Aさん・Cさん・Eさん・Hさん）もあった。また、それでも選択されない事例（Gさん・Iさん）もあった。

ここでは、不調に伴うダメージの大きさによって職業リハビリテーション・サービスが選択された事例の中に“ひきこもり”の事例が含まれていること、また、こうした事例には、職業リハビリテーション・サービスを利用して採用・継続に至った事例（Aさん・Hさん）ばかりではなく、採用になったものの継続できなかった事例（Cさん）やさらなるカウンセリングが必要となった事例（Eさん）もあること、を特記しておきたい。

(2) 職業リハビリテーション・サービスの利用可能性の促進について

本稿の対象者の職業生活設計の見直しを支えるうえで、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性を高める役割が必要である。なぜなら、職業リハビリテーションは「学習障害」主訴の青年の移行サービスの選択肢として認知されていないからである。それは、「学習障害」は知的障害を伴わない障害であるというステレオタイプな理解が普及しているためであることに加え、青年期に至る過程で知的障害が顕著になる事例があるという「障害」理解が普及していないためである。この点については、第1章で検討したが、今後、学齢期にある児童・生徒層の大半が青年期を迎え、理解が修正されることによって円滑な職業リハビリテーションへの移行が促進されることを期待したい。

ここでとりあげた対象事例は、職業リハビリテーションを利用する先駆的な事例であるというべきであり、「理解」が修正されない時点で課題解決に直面することを余儀なくされた事例であるといってもよい。少なくとも、現行の「理解」のもとで職業リハビリテーション・サービスの利用を検討するためには、青年たちの課題がとても深刻なものであった、あるいはそのように受けとめられたからに相違ないからである。

そこで、職業リハビリテーション・サービス以外のサービスを選択することになった事例に対し、職業リハビリテーション・サービスの利用を提案する役割を担う者が必要となる。対象事例においては、全ての事例で「親」があげられた。親はわが子の自立の過程を支えるサービスを模索する際に、最後の選択肢として職業リハビリテーション・サービスを検討したということになる。ただし、検討するにあたっては、親の背中を押した専門家がいた。例えば、相談機関のカウンセラー（Aさん・Cさん・Eさん）や一般成人を対象とした（障害者のみ対象としない）適性相談機関（Jさん）、在籍校の担任教師（Gさん・Kさん）であった。その他に専門家ではないが、先輩“LD”青年の助言を利用したJさんの事例は、こうした先輩の役割が今後、注目されるべきであることを示唆している。

こうした事例から見ると、本人はもとより親に対する情報提供が職業リハビリテーションの選択に際して重要であることが示唆される。

(3) 知的障害を理解することについて

知的障害を受け容れる際に、これまで作り上げてきた「健常者としての自己像」を修正することになる。そのために、障害者像を修正することが必要となった事例が多かった。修正は「普通でないと思っていた障害者もまた普通の人であった」という点において行われた。それまで「普通」をめざしてきた自分自身にとって、「普通」の考え方を考えることになったのである。この変化は、職業自立をめざす自分自身と目標を一にする障害者の課題が自分の課題と同様であったことに気づくということから始まる場合が多い。こうした理解の促進は、職業リハビリテーション・サービスの利用を通して体験的に理解を深めた事例（Aさん・Bさん・Iさん）に明らかである。その他に、自分と同様の教育歴を持ち、職業リハビリテーション・サービスを選択した先輩がモデルとなった事例（Jさん）もある。

また、知的障害を受け容れる際には、適正な業務と環境整備の提案に加えて、体験的な理解が効果的

である。ここでは、無理のない作業を体験することで適正な働き方を受け入れた事例（Aさん・Bさん・Cさん・Fさん・Hさん・Iさん・Jさん・Kさん）をあげておきたい。

しかし、青年自身が障害を「普通でない」状態と理解した背景には、彼らを取り巻く社会の“常識”が存在する。加えて「学習障害」には知的障害ではないという“定義”がある。彼らを取り巻く“常識”の壁は、親や家族、専門家を含め、「学習障害」の理解者の中に存在していると言うべきである。したがって、態度を保留した事例（Gさん・Iさん）ばかりではなく、防衛機制によって制度の利用に折り合いをつけた事例（「障害のある自分は知的障害者の役に立つことができる」：Dさん）や、軽度であることで差別化を図る事例（Bさん・Iさん）、知的障害と知的障害者を拒否する事例（Gさん）、手帳は受け入れるが知的障害は受け容れない事例（Cさん）など、「学習障害」の問題を含め、障害を理解することについての課題が示唆された。

（４）職業選択の基本について

職業選択は就業可能性に基づいて検討することが必要である。そして、就業可能性は、的確な特性理解に基づいて検討されることが必要である。ところが、彼らの学校卒業時点の進路希望は、的確な特性理解に基づいて検討されることがなかったとって過言ではない。

「学習障害」主訴の青年との面接を通して、職業選択に際し、その仕事が「できるかどうか」ではなく「興味を持てる仕事」「やってみたい仕事」「好きな仕事」「得意なことを生かせる仕事」というキーワードで語られることが多かった。このこともまた学習障害の定義と無縁ではないと考えられる。すなわち、「障害は学習に関する能力に限定的な障害なので、その点について配慮し、その障害の克服を手助けしていけば、健常児と同じように知的な能力を発揮できる」などの見解を背景とし、「できるかどうか」は教育歴が保障することとして進路希望の検討が進められた事例が多い。つまり、「通常学級を卒業した」ことで「一般扱いでの就職ができる」という理解並びに希望があったとみることができる。こうしたことから、彼らの進路希望の作り方の共通点として、資格取得に努力した事例（Bさん・Dさん・Eさん・Fさん・Gさん・Iさん・Jさん・Kさん）が多いことがあげられる。

本稿の対象事例にとって、結果として教育歴は進路希望を保障しなかったが、加えて、取得した資格もまた職業選択を保障しなかった場合、高卒資格を含めて職業資格とは何かを問わなければならないことになるだろう。学校を卒業することや資格を取得することなど、在学中に懸命に努力して到達した目標であったのにもかかわらず、採用されないもしくは離職を余儀なくされるという予想外の結果を生みだした経験により、「得意なことはない」「わからない」「やりたくない」などが事例の特徴を表わすキーワードとなった（Cさん・Eさん・Fさん・Gさん・Iさん・Jさん・Kさん）。

「得意なことを生かす仕事」「好きな仕事」「興味ある仕事」「できる仕事」がすべて等号で結ばれるのであれば、それは「長く続く仕事」であり「向いている仕事」ということになるだろう。しかし、こうした図式は多くの事例で成立しなかった。

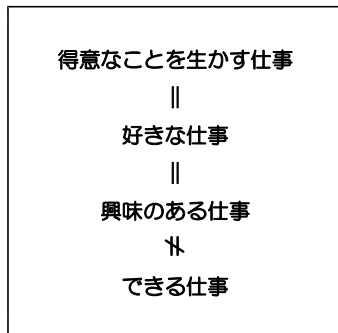


図 2-1-1 希望と現実

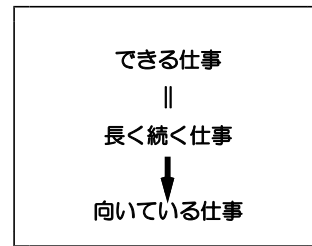


図 2-1-2 支援の課題（その1）

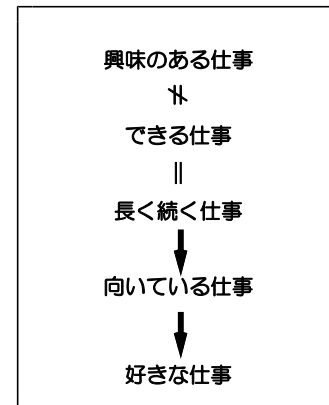


図 2-1-3 支援の課題（その2）

図 2-1-1 は、彼らの進路希望と顛末を図示したものである。図には「得意なことを生かす仕事」と「好きな仕事」と「興味ある仕事」は多くの事例で等号が成立したが、「できる仕事（就業可能性のある仕事）」ではないという現実が明らかとなった。

一方、彼らが体験的に理解することになったのは「できる仕事」が「長く続く仕事」であるという点であった（図 2-1-2）。しかし、この仕事こそが「向いている仕事」と理解するためには、支援が必要であった。加えて、この仕事は、彼らがかつて思い描いた「興味のある仕事」とは違うことが多かったが、「長く続く仕事」を通して「好きな仕事」と受けとめることができるようになるうえでも支援が必要であった（図 2-1-3）。ただし、こうした支援はフォローアップまでも視野に入れた長期的な課題である場合が多い。

「適職とは何か」は、旧くて新しいテーマであるといえるが、就業可能性という視点で彼らの特性を検討する支援こそ、彼らを長い“混迷”から解く可能性があることが示唆された。

（5）通常の教育歴を持つことについて

多くの事例で、あえて通常教育を選択した親と本人を見いだすことができる。加えて、それを支えた専門家がいたこともまた確かであった。しかし、職業自立に対する親と本人の希望（本人の希望は明確でない事例も多い）は、通常教育歴を作ることでは実現できなかったといっても言い過ぎではないだろう。そして、希望とは異なる結果が明らかとなった時、親はその結果を受けとめて方針転換を提案することができる事例が多かった。問題とすべきは、親にしたがって懸命に「健常者としての自己像」を作り上げてきた本人の方針転換の可能性にある。結果論になるが、通常教育を選択したことそれ自体が職業リハビリテーションの利用を遅らせることになった事例があることを考えると、本人の混乱は教育歴の作り方に起因する事例もまた多いと言わざるを得ないだろう。

本人は基本的には親の方針に従って生活することになる。しかし、親の教育方針に対し、本人が変更を求めて不適応行動を呈した事例もある。本人の不適応行動により、変更が余儀なくされた事例では、

通常学級を選ぶことへの異議申し立て（特殊学級への編入：Hさん）もあれば、通常学級を選ばないことへの異議申し立て（Gさん）もあった。こうした過程では、親への“恨み”“不安”の表出という形を取るばかりでなく、“閉塞状況”に自らを追い込む場合もあった（Eさん・Hさん・Gさん）。中には、方向転換が受け入れられて安定した事例（Hさん）もあるが、不安定のままの事例もあった。

しかし、基本的には親とともに頑張る事例（Bさん・Cさん・Dさん・Iさん・Kさん）や親には逆らわない事例（意識的にまた無意識的に疑問を抱かない：Aさん・Fさん・Jさん）も多い。このような親子には、「頑張ればできる」という目標が共有されていたが、こうした目標こそが自己理解の修正の障壁となっていた点を特記しておきたい。

（6）自己理解と社会的要請のギャップについて

自己理解と社会的要請のギャップに気づいていないわけではないが、現実にあわせた妥当な修正をはかるには支援が必要であった。通常教育における経験を通して自己理解は適正化されていたものの、職業自立に際し、親を含めた関係者の理解を適正化することが課題となった事例では、職業リハビリテーション機関の利用を含め、療育手帳の取得が方向転換の契機となった事例（Aさん・Hさん）もあった。しかし、こうした事例は少数である。

通常教育における経験を通して培ってきた彼らの自己理解には、概ね修正が必要となったが、「頑張ればできると思った」事例（Aさん・Bさん・Cさん・Dさん・Fさん・Iさん・Jさん・Kさん）や、「職業リハビリテーションの利用に関する理解が十分でなかった」事例（Cさん・Dさん・Eさん）、「療育手帳は自分には必要ないと思った」事例（Gさん・Iさん）に加え、「親が方針転換したとしても、本人の理解が伴わなかった」事例（Fさん・Hさん・Jさん・Kさん）など、それぞれに課題が大きいことが示された。

以上を通して、青年期には職業評価として客観的な評価が必要であることを指摘しておきたい。しかし、結果がフィードバックされたとしても、それを適切に受けとめることができるかどうかについては、それまでの障害に対する“構え”との関連で検討されなければならない。通常教育を選択するという教育歴の作り方とあわせて、障害並びに障害者観の適正化が課題として示唆された。

第2節 精神障害者保健福祉手帳によるサービスを検討した事例

精神症状や不適応行動を呈したことから精神障害者保健福祉手帳の利用を検討した事例では、支援の利用に際し、自己像の変化を受け容れたいという共通点を持っていた。

現状を打開するうえで、何らかのサービスの利用を検討した事例では、実際にサービスを利用することで本人が特性理解を深めた事例ばかりではなく、「手帳があるから多少のことは大目に見てくれる」と理解した事例があった。また、否定的な体験に加えて職業生活における喪失体験等により治療的なカウンセリングが必要となるなど、障害理解に支援が必要であった。

表 2-2-1 対象者の概要 …… 診断と経歴 ……

事例	性	学習障害の診断	教育歴				職業経歴	職業リハビリテーションの利用			職業リハビリテーションの経過と手帳の取得の経緯
			小学校	中学校	高校	在学中の問題		仲介者	利用年齢	課題	
L	女	教育相談所（10歳）	通常学級	通常学級	単位制 高等学校	いじめ 学業に遅れ (特に、手順の理解)	<p>中卒後、フリースクール在籍の経験あり。高校卒業後、放送大学に入学手続きをするが、中断。</p> <p>福祉に関心が深く、高齢者介護のボランティア経験があるが作業遂行困難で中断。</p> <p>喫茶店・飲食店のアルバイト経験がある。</p> <p>訓練校修了後、正規職員として採用(24歳～26歳)、2年余で離職 離職理由(技能習熟困難/同僚との関係困難)</p>	母親	23	障害受容 過剰適応	<p>職業訓練校入学のため、療育手帳申請・交付(23歳)。</p> <p>家族の一員として、家計に対し、経済面で応分の負担をしたいという希望が強く、知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、希望を実現しないうちに神経症状を発現して退職。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳交付(27歳)</p> <p>服薬管理ができるようになり、精神的に安定してきたことから、職業準備のために職業リハビリテーションの支援を検討中。</p>
M	男	小児科（9歳）	通常学級	通常学級	高等学校普通科 離転職後 専修学校 専門課程 入学	いじめ 中学校在学中に強迫症状により精神科受診	<p>初職：学校紹介により就職(18歳～21歳) 3年余で離職 離職理由：解雇(技能習熟困難/同僚との関係困難)</p> <p>離転職の後、専門学校を経て介護補助のアルバイト</p>	父親	27	障害受容	<p>精神障害者保健福祉手帳申請予定</p> <p>手帳があって採用されれば、多少のことは事業所は大目に見てくれるという期待が強い</p>

ここでは、学齢期の診断とは異なる障害特性（精神障害）と向きあうことになった事例の状態像の変化並びにそれを受け容れることの課題をまとめておくことにしたい。なお、精神障害については精神障害者保健福祉手帳を取得することによって雇用対策上の障害者として職業リハビリテーション・サービスを検討することになるが、精神障害を受け容れがたい事例に加え、“障害”そのものを受け容れがたい事例があった。こうした事例の背景を検討しておくことが必要になる。

そのため、事例の検討に際しては、前節と同様に、診断、教育歴の作り方、学校時代の状況、本人並びに保護者の障害理解の状況、青年期における再評価の状況、進路選択の状況（就業経験の状況）、障害受容、職業的社会化の課題についてまとめておくことにする。

表 2-2-2 対象者の概要 …… 課題 ……

事例	「学習障害」の受けとめ方	青年期の再評価実施時期	青年期における本人の障害理解の課題	職業的社会化の課題
L	<p>母親の障害理解：わが子の特性を「学習障害」と受けとめ、職業自立の準備を教育に求めた。</p> <p>学齢期においても療育手帳取得後においても、知的障害とは異なる特性を持っていると思うことが拠り所であった。</p>	<p>アルバイト職離職を契機として求職活動の方針を検討することになった。</p> <p>職業リハビリテーション機関の利用をすすめられるが、受け容れがたく、一般扱いの求職活動を選択した。</p> <p>しかし、採用されない事態が続き、親のすすめで職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>訓練校入学のために療育手帳を取得したが、「周囲の期待にこたえている」という意識から「もっと、周囲の期待にこたえたい」という目標を掲げることになった。</p> <p>自己理解と客観的理解のギャップの大きさを指摘する支援が必要であるが、過大な期待には応えられないということを表明したくないことから、過剰に適応的な振る舞いをするようになった。</p> <p>家族に対して「いい子」を演じ続けた結果、一見問題がないように見えるが、内的適応には困難が大きく、依存と反発が交錯しており、精神的な不安定と関連していた。</p>	<p>「学校卒業後は就職する」という生活設計は持っていなかった。就学機会の延長は本人の希望によるが、自立の先送りの条件整備であった。</p> <p>基本的な労働習慣の確立に課題が多く、特に、連日の勤務には体力においても気力においても不安が大きかった。</p> <p>精神的に安定した段階では、「できる仕事」を確認しつつ活動範囲を検討することができると受けとめていた。</p>
M	<p>現在の作業遂行上の問題を「学習障害」の後遺症ととらえていた。</p> <p>時間をかけると職務遂行ができると考えていた。</p>	<p>初職離職後も離転職を繰り返した。</p> <p>「一般扱い」では採用されない事態が続き、資格を取得してもなお、就職が実現しなかったことから、親のすすめで職業リハビリテーション機関の利用を選択した。</p>	<p>易発性が高く、強迫神経症の既往が職業準備の課題未達成の免罪符のように使われているにもかかわらず、治ったと受けとめていた。</p> <p>「一般扱い」で求職活動を行う場合、精神科にかかった経歴は不利と受けとめていた。</p>	<p>「学校卒業後は就職する」という生活設計は持っていた。離職後の専修学校入学は本人の希望によるが、自立のための資格取得が目的であった。</p> <p>社会生活で適応的な行動をすることに困難が大きかった。</p> <p>1.無力感が強く、不安傾向が高い 2.自己防衛のために、周囲の注意や指示、提案などは、概ね受け入れがたいという構えを作っている。</p>

1. 複数の診断を重ねることになった事例の検討

本稿では、学齢期の「学習障害」の診断に加えて、精神症状を発症したことから治療が必要になった事例をとりあげる。したがって、いわゆる精神障害の治療対象事例というわけではない。周囲の厳しい現実と自らに高く掲げた目標・理想との間で、思い通りには進まない事態が続いた場合、一般に、葛藤や不安が喚起される。しかし、憎しみや怒り、焦り、悲しみ、無力感、恥、劣等感、罪悪感、不信感、その他の不安やおそれなどにさらされることになったとしても、健康なはげ口や合理的な行動様式で不安を解消できれば、人は適応的に行動できる。反対に、それができなければ、さまざまな不適応行動が喚起されることになるが、その態様は神経症や行動上の問題、病的な問題まで様々である。

ここでは、精神障害者保健福祉手帳のサービスを利用する背景に「学習障害」があるというわけではなく、学習障害を診断された事例の中に精神障害者保健福祉手帳を利用することになった事例があることは明言しておきたい。したがって、学齢期に学習障害を診断された時点で、前節でとりあげた事例と同様の新規高卒就職を希望するという進路計画が成り立ち得た事例であり、療育手帳を取得した事例もあれば、そうでない事例もある。また、前節でとりあげた事例においても、将来的に本節の対象事例になる場合もあると考えられる。

(1) 他者の“高い”評価を求めたLさんの事例：就学機会を求めながらの職業準備

①プロフィール

女性。中学校卒業後、フリースクールを経験したうえで単位制高校に入学、卒業。放送大学を受講するが途中で断念。パートバンクの紹介で短時間勤務の仕事についたが、経営者の死亡により離職。

親のすすめで、職業リハビリテーション・サービスの利用を提案され、療育手帳を取得して障害者職業訓練校（知的障害の課程）に入学（23歳）。卒業後、知的障害者対象の求人に応募して採用となるが、作業遂行上の問題に加えて、対人関係の問題などもあり、神経症状を呈して退職。精神障害者保健福祉手帳を取得（27歳）し、デイケアを利用することになった。

②障害受容の課題

学校生活への適応不全はあっても過去のものであるとしており、初回の面接当時は「障害者ではない」という態度を堅持していた。その後の相談を通して、手帳を持っていてもいなくても、自分の特徴はかわらないことを「友人に聞いてみて合点がいった」という経過があって、“障害者職業訓練校に入学するための条件”として療育手帳が必要であるという気持ちに傾いていった。

その経緯を一連の経験をあげることで確認しておきたい；(1)「初めて、就職して一人前になりたいと強く希望するようになった」；(2)地域障害者職業センターで職業評価を受け、「苦手な領域はそれを苦手と認めなければならない」と考えるようになった；(3)母親の紹介で実習した企業では、障害理解に前向きであったにもかかわらず不採用になった；(4)その間に応募した仕事は、すべて採用に結びつ

かなかった；(5)障害者職業訓練校（知的障害対象）の受験は療育手帳の取得を前提にしており、見学訪問の際に担当者から「取っていらっしやい」と自信をもっていわれた；などである。そして、最後の決め手は、療育手帳を申請した場合、友人たちが態度を変えるのではないかという不安に対し、問題外であるという友人の発言を確認して不安を解消したことによっている。

こうした気持ちを支えた背景には、家族の一員として応分に経済的負担を分担したいという意志が明確であったことがあげられる。

③職務遂行上の課題

パートタイムの仕事を担当していた当時の職業上の問題は、本人によれば、手順を覚えるのに時間がかかる、体力がない、臨機応変の対応ができない、などである。彼女は、わからないときには聞く、手順は声に出して確認する、などで対応したが、週3日勤めると疲れてしまう、臨機応変に対応できない、といった状況は変わっておらず、正規職員として採用されるための準備はできているとはいえない状況であった。

職業訓練課程（知的障害対象）修了後に正規で採用された仕事でも、同様の問題が解決されず、作業遂行上の問題が指摘されることとなった。職場では担当の指導職員を配当したり、業務の見直しや配置を転換するなどが計画されたが、本人の自信に結びつかなかった。結果的には、甘えることで援助を期待するなど、障害と対決するのに耐えられない事態は身体症状並びに精神的不安定状態に結びついて休職から退職に至ることになった。その後の治療の過程で、精神障害者保健福祉手帳を申請することとなった。

本人は要請されることと実力のギャップを十分承知しており、障害特性に関する周囲の理解が「継続的」に得られることが重要な課題となっている。本人の課題理解は適切であり、会話の成立に特段の困難が少ないことから、「指示は理解できる」→「作業は指示通りできる」→「もっとできるかもしれない」というように、周囲の期待を喚起しやすいが、過大な期待には応えられないという現実があった。しかし、それを表明したくないことから過剰に適応的な振る舞いをする点が、周囲に理解されにくい原因となっていた。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

パートタイムの仕事は、経営者の死亡という外的要因によって中断を余儀なくされた。その後、新聞の折込広告等を手がかりに求職活動をする一方で、母親の主導で地域障害者職業センターや障害者職業訓練校の見学をすることになった。しかしながら、こうした変化の最も大きな要因は、母親の障害観の変容であり、わが子の障害受容のために一連の経験場面を用意したことであった。こうした経緯で、職業リハビリテーション・サービスが選択されたが、就業後の定着に困難があつて、職業生活不適応の状況が深刻化した事例である。

この事例では、親が子に対し、“「一般扱い」の移行から職業リハビリテーション・サービスを利用した移行へ”という方針転換を提案することになった。これは、親がわが子を自立させたいと強く希望

する場合には、親自身が職業リハビリテーションへの仲介者の役割を担うことを示している。問題となったのは、障害を受けとめようとした本人に対し、本人自身の特性理解並びに職場の障害特性理解の両方を支える体制が十分でなかった点である。その結果として、身体症状並びに神経症状を呈することになった。職場でこうした課題に向きあう本人を支えるためには、継続的な職場定着指導がきわめて重要となることが示唆された。

(2) 他者の“やさしい”評価を求めたMさんの事例：高等学校普通科を卒業して学校紹介で就職

①プロフィール

男性。学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用されたが3年で離職。その後、公共職業安定所経由で1年、広告により2ヶ月・3ヶ月など短期の職やアルバイトに就いた経験があった。事業所から指摘された点は、いずれの仕事においても「ミス」と「作業態度」であった。その他に「喧嘩っ早い」「口数が多い」などの本人の言動の問題があり、職場の人間関係にも適応的ではなかったと考えられる。

退職を機に専修学校専門課程で資格取得をめざし、資格は取得するものの正規職員としては採用されず、地域障害者職業センターで相談を開始（27歳）。職業準備訓練の後、精神障害者保健福祉手帳の申請を検討中。

②障害受容の課題

学習障害は小学校3年時点で診断されているが、在学中に深刻な問題として受けとめていたわけではない。「学校時代に苦手なこと（体育・算数・図画工作）があったとしても、卒業すれば好きなことをして生活できる」と考えていたからである。その背景には、言語理解・文脈理解の能力は個人内で高く、言語表現力も高いと評価されていた点があげられる。本人にとって大きな問題は、学習障害ではなかったという。学校時代、「手洗い」や「一度歩いた道に戻る」などで医療機関を利用した問題は、学習障害ではなく、強迫神経症によると説明されてきたと受けとめている。加えて、自分の考えに固執して、パニックをおこす／人との協調性がなくなるなども当時の課題として受けとめていた。したがって、学習障害は既往であり、職場適応上の問題は“学習障害の後遺症”として受けとめたという。

一方で、「一般で求職活動を行うのであれば、精神科にかかった経歴は不利である」が「手帳をもらって、わかってもらって（新規に）始めたいと思った」など、精神障害者保健福祉手帳の効果について検討を始めることになった。しかし、「手帳があれば採用される」「きついことを言わないで、長い目で面倒を見てくれる」「不景気であるので、就職のために障害者手帳を作ってもらっている」「最初は給料が安くても、実力がついたら手帳は更新しない」など、受けとめ方には長期的な支援が必要であることが示唆されていた。「手帳は万能ではない」と言いながらも、万能であることを期待する行動や発言が目立っていたからである。

③職務遂行上の課題

初職離職となった職業上の問題の背景には、「不器用」の問題があり、作業が遅いなどの作業遂行力の問題と業務中の態度の問題があった。中でも不器用の問題が大きく、手先の細かな作業を含む工程では遂行に困難が生じた。このため、巧緻性を要する作業に配置することは避けるように配慮することが必要となる。また、単一の工程に習熟した後であれば、他の作業も並行して遂行することは可能になるが、どちらも工程が単純であること、個別に工程に習熟していること、が必要である。

また、「指先の巧緻性」に加えて「計算」を要する課題に苦手意識が強く、いずれかもしくは両方が関与する課題には、拒否感がきわめて強く、無理にこうした課題を与えられると、衝動的・攻撃的になるなどの事態も起こりかねない点に注意が必要である。本人は要請されることと実力のギャップを十分承知しているものの、精神的な安定に対する配慮が必要となっており、障害特性に関する周囲の理解が「継続的」に得られることが重要な課題となっている。

なお、本人は初職を離職したことを後悔しており、職業生活における問題点を社会に出て学んだ点として以下のようにあげる；(1)「仕事に趣味のことをやらない」；(2)「余分なことを言わない（自分の悩みや秘密は言わない、しつこく相手のことを聞かない、仕事に関係のない話をしない）」ただし、言いたくなる理由としては「わかってもらいたい」「ちやほやしてもらいたい」という気持ちがあった；(3)「言葉は難しい：自分に悪気はなくても、誤解される」；(4)「働いてお金をもらうことは大変なことだ」；(5)「できない仕事がある」。こうした総括として、「10年という時間をかけて社会常識を理解した」「はじめての仕事で、ずっと勤めていればよかったと今になって思う」「次の仕事も、やめなければよかったと思う」があげられたが、(2)(3)(4)については自らの行動を変容する可能性が低いと受けとめており、「普通では無理だから、手帳を申請したい」という結論であった。

一方で、「自分を理解してもらえれば、できる仕事があるに違いない」という思いで、自分の苦手なところを懸命に説明することが、ますます周囲の理解を困難にする結果となっていた。例えば、昼過ぎには眠くなり、現実には眠ってしまうこともあるが「優しく励ましてほしい」と訴え、腹が立った相手に対し「来ないでほしい」と言ったり、苦手な課題であると「何となくイライラしてるんです」と訴える事態が続けば、事業所は採用に躊躇することになる。就労意欲があるのかどうかに疑義がもたれることになる。現実生活への適応を図るための相談や指導が必要となるが、一見定着したかにみえても、高すぎる自尊心と不全感を持てあますことになる。うまくいかない事態が起こると、「現職よりも自分の適職は別にある」「問題に対しては、誰かが改善してくれることを望む」などにより、退職を主張することになりやすい。こうした事例には、長期にわたる治療的なカウンセリングが必要になる場合が多い。

④職業リハビリテーションの選択までの過程が示唆すること

デイケアの相談において職業リハビリテーション機関の利用に関する情報を得たこと、経済的自立への意欲が喚起されていたこと、などにより、地域障害者職業センターで相談を開始した。この時点で本人の中で「学習障害」は過去のものであった。

この事例は、在職経験並びに長期間に及ぶ精神科における相談が本人の障害理解を支える過程そのも

のとなった。しかし、こうした事例では、職業リハビリテーション・サービスの利用をすすめるタイミングが難しい。通常教育歴やさらなる就学機会の課程で取得した資格が職務遂行を保障しなかった事実については前節の対象者群と同様の理解が必要である。加えて、在学中から医療機関を利用していた場合の教育と医療との連携や医療と職業リハビリテーションとの連携については今後の課題である。

2. まとめ

学齢期の診断とは異なる障害特性として精神障害と向きあうことになった事例において、それを受け容れることの課題をまとめておくことにしたい。精神障害については、職業評価によってではなく医療関係者から説明される障害特性であるが、職業リハビリテーション・サービスとの関連で自らの特性の受け容れを検討する場合には、職業生活におけるストレスを回避する点が強調される。いずれも、かつて学習障害といわれたこととは異なる障害特性を指摘されて受け容れがたいという事例ではなかった。むしろ、本人にとっては学習障害の説明があったとしても深刻な関心を持たずに学校を卒業した事例である。

いずれの事例においても、自分は「障害者ではない」という明確な主張があるわけではなく、困難な事態や苦手な対人接触を避ける方略を優先するという構えであった。こうした構えは、傷つくことから逃れるための防衛的な手段として形成されたとみることができる。日常生活におけるさまざまな困難の背景に「障害がある」ことを考えなかったという点では、「自分の特性を障害として受けとめる」以前の問題があったといえる。加えて、いずれも学習障害を診断されたことにふれることはなかった。

職業リハビリテーション・サービスの利用を検討したものの、自らの障害に向きあうこと、加えて、障害を受け容れることに支援が必要となっていた。

(1) 学校時代の「学習障害」の診断について

学校体験は否定的な要素が強く、いじめの経験もあった。そして、苦手なことはあったとしても、また、そのことが背景にあるストレスにさらされていたとしても、卒業すれば学校時代とは別の生活ができると思っていた点で2つの事例は共通していた。いずれの事例も、学習障害の診断があったことを本人が承知してはいたが、障害と受けとめていたわけではなかったと考えられる。

このような受けとめ方が、教育の場で学業面における課題解決の方法が提案されなかったことと関連があるかどうかについては明確ではない。しかし、このことが、高校卒業後の就学機会を継続して求め続けた事例（Lさん）や職業資格取得のために離職後に新たな就学機会を求めた事例（Mさん）の目標志向的な行動と無関係ではなかった点については検討が必要である。少なくとも、その後に行われた特性評価の結果からみると、よりストレスの大きな選択になったといえるからである。このような目標志向的な行動の結果として増大したストレスへの対処が、学業生活に適応できないといった事態や取得した資格によっても就業機会が保障されないという事態に至って初めて、その必要性が気づかれることに

なったのである。こうした特性理解に関するフィードバックは、新たな障害の発症との関連を含め、診断に付随して行われるべきであることを示唆している。

本稿の対象事例にとって、教育歴は進路希望を保障しなかったが、加えて、取得した資格もまた職業選択を保障しなかった場合、高卒資格を含めて職業資格とは何かを問わなければならないことになる点は、前節の対象者と同様の検討課題である。

(2) 職場における配慮への希望について

いずれの事例も、在職中のストレスの理解並びに対処がうまく提案されなかった点で共通している。しかし、両事例の周囲への対応については図に示すように大きく異なっていた。

知的障害者を対象とした求人に応募した事例（Lさん）では、周囲の期待に応えたいという思いが強く、また、応えられるという自己理解のもと、周囲の評価が高くなるように振る舞い続けた結果、実際の能力とのギャップが拡大する経過をたどることになった（図 2-2-1）。本人からすれば、「頑張る自分を強調したい」という希望と「できない自分を受けとめてほしい」という希望が両方ともに強くあったことになるが、本人が「できる」と主張した結果、同僚は「配慮は必要ない」あるいは「配慮を拒否している」と受けとめることになった。少なくとも、同僚が気づいたときには休職状態となっていたのである。

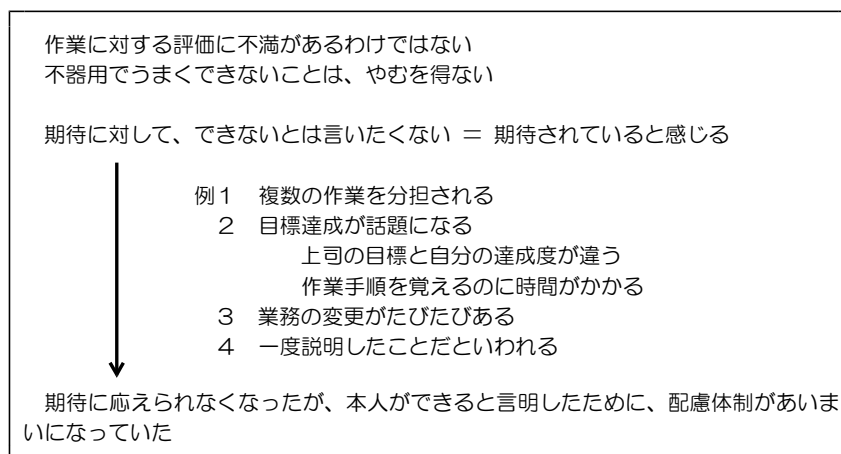


図 2-2-1 希望と現実：他者の高い評価を求めた行動の経過

一方、新規高卒求人に応募した事例（Mさん）では、周囲の期待に応えたいという思いが強かったものの、応えられないという自己理解のもと、周囲への不満を募らせる結果となった。周囲の評価を現実の自分に引き寄せたいという思いから、初職継続の要件を分析することになった（図 2-2-2）。本人からすれば、「できない自分を受けとめてほしい」という希望が強くあったことになるが、一般扱いであれば、周囲は「早く一人前になってほしい」という期待を抱くことになる。特性理解に関して希望と現実のギャップは拡大する経過をたどることになった。「自分の未熟を棚に上げて、注意されると、腹を立てることが習慣化している」と受けとめられる事態が続き、人間関係のトラブルが絶えない状態となっ

ていた。こうした場合、職場定着のために相談役を欠くことができないが、耳にやさしいことを言う人以外は「嫌な奴」と受けとめることになれば、職場定着・適応は難しいことになった。

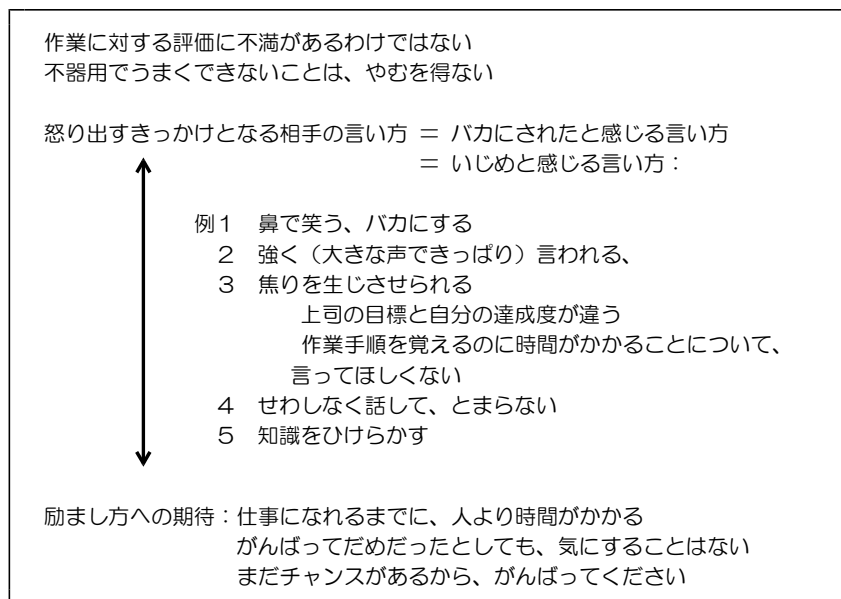


図 2-2-2 希望と現実：他者の「やさしい」評価を求めた行動の経過

(3) 障害理解について

作業遂行に関する自分自身の評価と事業所が要請する作業水準とのギャップは大きかったが、要求水準に応えることができるのかどうかについて、現実には即した妥当な理解をはかるには支援が必要となる。通常の教育経験を通して形成した自己像と職業自立に際して親を含めた関係者の理解を適正化することが課題となった場合、職業リハビリテーション機関の利用を含め、療育手帳（Lさん）や精神障害者保健福祉手帳（Mさん）の取得が方向転換の契機となった。しかし、方向を転換できたとしても、それで適応できるわけではない点に注意が必要である。

通常の教育経験を通して培ってきた彼らの自己理解には修正が必要となったが、「頑張ればできると思った」事例（Lさん）や、「職業リハビリテーションの利用に関する理解が十分でなかった」事例（Mさん）など、それぞれに課題が大きいことが示された。

以上を通して、青年期には職業評価として客観的な評価が必要であることを指摘しておきたい。しかし、結果がフィードバックされたとしても、それを適切に受けとめることができるかどうかについては、それまでの障害に対する“構え”との関連で検討されなければならない。本節の事例においても、通常教育を選択することとあわせて、障害並びに障害者観の適正化が課題として示唆された。

第3節 職業リハビリテーションの利用対象外であった事例

青年期の再評価により知的障害者や精神障害者を対象とした支援の必要性が明確になったとしても、そうした変化を受け容れることは容易ではなく、このため、職業リハビリテーションの利用を拒否する事例は多い。しかし、ここでは、障害の受容の問題によって職業リハビリテーションを利用しなかった事例ではなく、現行の職業リハビリテーションの支援との関連でみたとき、サービス利用の対象外であった事例の一部について述べる。

なお、大卒で職業リハビリテーション機関における相談を求め、知的障害判定の対象となった事例については扱っていない。知的障害と大卒の教育歴が並立する事例において、知的障害を受容することの困難さは第1節で扱った事例とは異なるかもしれない。しかし、教育歴並びにそれが保障する資格・能力の要件と資格を持つ青年の特性との不一致については、本節の中心的な検討課題ではないと考えるからである。

青年期においても知的発達の遅れが顕著ではない事例の中に、青年期以降の自己探索の過程で「学習障害」を主訴とする事例がある。彼らは、職業上の不適応の問題に直面し、自らの特性理解を深めようとした事例である。しかし、こうした事例を詳細に検討すると、「学習障害」主訴に対し、いずれも学齢期に「学習障害」の診断はなかったことがわかる。自らを「学習障害」と疑わせた資料はインターネットや書籍で入手した情報であり、その後、医療機関において広汎性発達障害(Nさん)、軽度脳性マヒ(Oさん)、神経症(Pさん・Qさん)が診断された（もしくは診断されることになった）事例である。こうした事例は他にもあると考えられる。したがって、本節でとりあげる事例が必ずしも典型例であると主張するわけではなく、研究に協力いただいた事例の全てでもない。教育用語としての「学習障害」と医学の診断との間で看過されてきた課題を検討するという点においてのみとりあげる事例だからである。

彼らに共通する特徴としては、いずれも大卒求人に対して求職活動をする意志が強く、適職探索と「自分探し」にこだわる点があげられる。そして、いずれの事例においても、職業リハビリテーション・サービスを利用する意志はなかった。あえていうなら、精神障害者保健福祉手帳によるサービスを利用することになる可能性を除くと、職業リハビリテーション・サービスの利用対象外の事例である。

また、こうした事例では、程度の強弱はあっても「学習障害」を診断されることによって学校時代の不全感を的確に理解したいという希望があり、加えて、家族や周囲に自分を理解してほしいという希望がある点が共通していた。また、「学習障害」の診断に対しては、意識的にせよ無意識的にせよ、診断名を拠り所にしたいという思いを持つ事例があった。しかし、青年期における詳細な評価によって支援の対象とすべき事例と、必ずしもそうとばかりはいえない事例があった。

ここでは、「学習障害」主訴の範囲の問題と医学的診断との関連並びに現行の「学習障害」理解の課題にしばって事例の検討を行う。したがって、青年期においても「学習障害」の特性のみを有する典型的な事例については本節の対象としていない。

表 2-3 職業リハビリテーションの利用対象外であった事例

事例	性	学習障害の診断	教育歴				職業経歴	「学習障害」に関する相談歴	青年期における特性理解 主訴 その他
			小学校	中学校	高校	大学			
N	女	学齢期の診断はない	通常学級	通常学級	高等学校普通科	大学在学中	<p>在学中の現在は適職探索中。 卒業後は、進学を含めて検討中。 アルバイトは事務補助であるが、遂行困難に関する問題は指摘されていない。</p>	<p>インターネット上で公開された情報により、自分の特性との類似点を知り、LDの診断を求めて精神科受診（18歳） 診断は「広汎性発達障害（アスペルガー疑）」。</p>	<p>日常生活上の問題は、主として場面理解の困難によるものであり、対人関係並びに不器用の問題がある。 個別場面では状況を理解できるものの、一般化するとどのように行動してよいのかについて判断に困る傾向があり、「時間制限の中で決定する」「返答はすぐに言語化する」などに問題が大きい。また、他人との間に「壁」を意識するなど、特性に関する関心があった。 アルバイトにおける職場不適応はないが、正規就職に対する不安があり、卒業後の進路希望に大学院進学を上げるなど、当面、適職探索並びに「自分探し」を続ける可能性が高い。</p>
O	女	学齢期の診断はない	通常学級	通常学級	高等学校普通科	大学卒業	<p>卒業後は事務職として企業に正規採用されるが離職。 離職理由：（<u>技能習熟困難／顧客との関係困難</u>）</p>	<p>学生時代に書籍により、自分の特性との類似点を知り、LDの診断を求めて相談機関を探す（19歳）。 診断は「軽度脳性マヒによる運動能力障害」。</p>	<p>日常生活上の問題は、主として不器用・運動機能の困難によるものであり、事務職としての職務遂行困難により、現業職への配置転換を求められた。配置転換を機に、自己都合により離職。 職務遂行の問題については、診断の有無とは別に、本人の理解が的確であった。 軽度脳性マヒの診断は本人にとって受け入れ困難ではなかったが、家族には理解されなかった。家族が家庭にいることを求めたことから、在宅となるが、本人の高い自立意欲に対し、家族に理解を求めることが課題となっている。</p>
P	男	学齢期の診断はない	通常学級	通常学級	高等学校普通科	大学卒業	<p>卒業後は、公務員をめざすが、不採用。 アルバイトの継続困難を繰り返す。 継続困難の理由：（<u>顧客との関係困難／同僚との関係困難</u>）</p>	<p>大学卒業後、「自己臭」を主訴として治療中（25歳から服薬治療）。 書籍により、自分の特性との類似点を知り、LDの診断を求めて相談機関を探した結果、神経科で「神経症とLDの両方ある」との診断を得て安定する（30歳）。</p>	<p>日常生活上の問題は、主として自己中心的な状況理解によるものであり、対人関係の問題がある。しかし、「学習障害」のチェックリストのエピソードにあわせて子ども時代の特徴を分析し、「学習障害」であることを主張する。 「学生時代は無視されてました」「いないような……空気みたいな感じ」という理解はあるが、「学習障害」と対人関係の問題については検討されていない。 神経症の診断は本人にとって受け入れ困難であり、適職探索並びに「自分探し」を続ける可能性が高い。</p>
Q	男	学齢期の診断はない	通常学級	通常学級	高等学校普通科	大学卒業	<p>卒業後は公務員として正規採用されるが職場不適応。 退職並びに大学院進学を検討したが配置転換を希望することにより現職継続。 職場不適応の理由：<u>上司との関係困難</u></p>	<p>大学卒業後、職場不適応に当面し、医療機関において、「神経症」の治療を受ける。 書籍等により、自分の特性との類似点を知り、LDの診断を求めて相談機関を探す（26歳）。 医療機関から相談機関を紹介される。</p>	<p>日常生活上の問題は、主として、協応の悪さ・不器用によるものであるが、過剰な苦手意識により、適職探索を希望していた。また、苦手なことに対する学齢期の親の教育方針への反発から、意図的に規範を逸脱する傾向が強い。自己防衛と不適応の正当化として「学習障害」への依存が高まった。 職場不適応は対人関係のストレスによるものであり、適切な臨床的ケアがあれば、自己理解の修正が可能であろうと考えられた。こうして、カウンセリングを継続しながら配置転換により、現職（公務）継続可能という見通しを立て、実現した。</p>

1. 学習障害とは別の障害を診断されることになった事例の検討

本節では、学齢期の学習障害の診断はなかったが、青年期に至り、自己探索の過程で「学習障害」にめぐりあい、自ら診断を求めて医療機関を訪ねた事例をとりあげる。したがって、学齢期に親が問題を指摘し、診断の有無とは別に、親による主訴が明確であった第1節、第2節の事例とは異なる。彼らは高等教育を卒業後、大卒労働市場の厳しい現実と自らに高く掲げた目標・理想との間で、思い通りには進まない事態が続いた場合、自らの特性に何か解決すべき課題があるのか、それとも選択した環境に解決すべき課題があるのか、などの問題意識を喚起することになった事例である。

ここでは、彼らがなぜ学習障害を主訴として特性理解を検討しようとしたのか、現実にはどのように診断されたのか、将来的に職業リハビリテーションの対象事例になる場合があるのか、について検討していくことにする。

(1) 広汎性発達障害を診断されたNさんの事例（進学検討中）

①プロフィール

女性。4年制大学在学中の現在、適職探索中であるが、大学院進学を視野に入れて職業準備を検討している。アルバイト経験についても適職探索との関連で検討している。現時点では、この業務遂行に際して職場不適應の問題はあげられていない。

②「学習障害」主訴の背景

対人関係の問題並びに母親に指摘されてきた不器用の問題から、インターネットを手がかりにして探索をした結果、精神科を受診することになった。インターネットで検索する際のキーワードは「LD」並びに「アダルトチルドレン」であったという。本人は特性の理解に際し、LDとの相違点と類似点を検討していたが、これは成人LDの会に参加した経験に基づいていた。本人があげた相違点としては：(1)鏡文字は書かない；(2)本を読むときに行をとぼしたり、行を追えないことはない、類似点は(1)見通しを立てるのが苦手；(2)騒々しい中では人の言っていることが聞き取れない、(3)冗談かどうかの区別が難しい；(4)複数のことをやらなければならない場合には、どれをどこまでやったのかわからず（忘れることもあり）、作業の引継ができない、であった。

③医学的診断

インターネット上での情報交換により、受診先を紹介された結果、広汎性発達障害（アスペルガー疑）が診断された。本人にとっては「いろいろなことが説明できると思った」「両親にはわかってほしい／言われたくないことを言われたいですむかもしれない」という点で納得のいく結果であったという。ただし、医療機関における結果説明においては「職場に言ってもメリットがない」「社会的に認知されていない」という点が指摘されていた。

④職業リハビリテーション利用の可能性

知的障害を伴わない発達障害については、障害者雇用対策上の障害として利用できるサービスに限りがある。職場適応のための支援事業の利用については、就職を希望する時点であらためて検討される可能性が高いといえる。

なお、対人関係の課題については、支援の必要性が高いといえるが、本人の自覚する苦手なことに関しては、現時点においても工夫していることがあげられており、支援を求める課題が本人の中で明確になりつつあるとあってよい。本人の工夫の例としては、スケジュール管理に関し、付箋を活用する他、携帯電話のスケジュール管理機能にメモする／アラーム機能に警告させる、などが多用されていた。また、診断を求めた機関で引き続き相談を継続している。

(2) 軽度脳性マヒによる運動能力障害と診断されたOさんの事例（求職中）

①プロフィール

女性。大学卒業後、事務職で採用されたが工場に配置転換されることになって退職。両親は本人への期待が高く、「障害」への忌避感が強いことから、不全感の強い本人と家族とのトラブルが増加する状況があった。母親は「頑張ればできるはず」「時間をかければできるはず」と激励するが、本人は「まちがって大学に入った」「高卒で就職すれば状況が違っていたのではないか」とうけとめていた。

②「学習障害」主訴の背景

LDについては、大学3年時にボランティアで出向いた障害者施設の掲示板でアメリカのLDの新聞記事の切り抜きを見て知ったという。アメリカでは、授業が聞き取れない時にはカセットテープを使っているなどの記事を読んで、自分にも同様の手だてがあったらよかったという気持ちを持ったという。その後、職場で指摘された「作業が遅い」並びに「苦情電話等の対応で気がきかない」などの問題から配置転換により単純作業への異動が決定したことを契機に相談機関を探すことになった。離職は、両親に「単純作業は、自分が生きてる内はやめてほしい」と言われたことによっている。

LD親の会などを含め、LD関係者からは「もう少し、頑張ってみれば……」「療育手帳は無理な人だから……」などと言われたことを、そのままうけとめてきたが、成人を受け入れてくれる診断／相談機関を片端からあたっていったという。

③医学的診断

紹介されたリハビリテーション科で、軽度の脳性マヒによる運動能力障害と診断された。診断結果自体は、本人にとって受け入れ難いものではなかったが、家族の理解が得られなかったことから、本人の的確な自己理解と高い自立意欲もまた、家族には理解されないことになった。家族は在宅を求める見解を示した。

④職業リハビリテーション利用の可能性

本人の自立志向の強さはともかくとして、家族にはどのような障害であれ、障害を受け容れがたいこと、本人には家族の意向に逆らうことは考えがたいことなどの事情がある以上、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性はないものとみななければならない。本人は「大学を出ていなければもう少し選択の余地が実態に即していたのではないか」「遂行可能な仕事は総合的なものではなく、限定的なものである」など、自己理解並びに職業理解において適正な理解をしているといえるが、家族が在宅で職業準備を求める状況にあっては、閉塞状況におかれていると言わざるえない。当面、家族の理解を得るための活動が中心と考えられる。

(3) 神経症を診断されたPさんの事例（求職中）

①プロフィール

男性。大学卒業後、正規採用をめざすが採用にいたらず、アルバイトを転々として現在に至る。アルバイトを継続することが困難であったという経験から、自分の考えに固執しやすい傾向があること、上司への反発や同僚との不協和がしばしばおこること、などを自らの課題と受けとめていた。また、「自己臭」により神経内科を受診し、服薬を開始。求職中であるというものの、在宅となっている状況があった。不適応の背景に「学習障害」を検討し始めたのは、職業不適応の経験によっている。

②「学習障害」主訴の背景

『教室の中の学習障害』（上野，1984）を読んで自分はLDだと思ったという。「前から、どっかおかしいぞと思っていた」ことについて、「腑に落ちた」書籍となった。その後、NHKのLDの番組を見て担当者に手紙を出す、講演会に行く、書籍の著者に手紙を出す、などを行う中で確信を深めたという。“LDのためのチェックリスト”のエピソードに即して子ども時代の経験を整理するなど、本人にとって「LD」は自己理解の拠り所となっていたが、それで課題が解決することにはならなかった。

③医学的診断

神経内科で神経症を診断されていたが、自らLDの診断を求め、「神経症とLDの両方がある」との診断を得た。しかし、本人によれば、神経症は服薬による治療中であるが、LDについては何も指示がなかったという。

④職業リハビリテーション利用の可能性

知的障害を伴わない発達障害については、障害者雇用対策上の障害として利用できるサービスに限りがある。しかし、この事例の場合、対人的な課題があったとしても広汎性発達障害が診断されたわけではなく、支援の課題は神経症に伴う問題として検討すべきである。したがって、制度的な支援を求めて就職を希望する時点では、精神障害者保健福祉関係の事業の利用が検討される可能性が高いといえる。ただし、本人には神経症の診断は受け容れがたい状況があり、「LD」に拠り所を求めて適職探索並びに自分探しが継続される可能性が高い。

(4) 神経症を診断されたQさんの事例（休職後、現職復帰）

①プロフィール

男性。大学卒業後、正規職員として採用されるが職場不適應を訴えて神経科を受診。服薬治療と短期休職の後、配置転換により復帰して現在に至る。職場不適應の背景には、不器用であることへの自己評価の低さに加え、上司への反発や同僚との協調性のなさなどが課題として受けとめられていた。

②「学習障害」主訴の背景

本人は「できて当たり前のことが何でできないんだ」と言われたことで傷つき、加えて、できないとは言えない事態にも傷ついていたという。

「不器用」の問題があり、作業が遅いこと、手先の細かな作業を含む工程では遂行に困難が生じることなどから、巧緻性を要する仕事を選択しないことが職業選択の基本であったと考えられる。しかし、自らの理想を実現するうえで、生き甲斐を求めてその職に就いた経緯があった。遂行可能性が問題になった時点で、選択に際して重視したことを見直す必要があると受けとめることになった。

「できない」ことへの自己評価が過剰に低く、無理にこうした課題を与えられると、衝動的・攻撃的になるなどの事態について、自らが先回りして危惧した点が特徴的である。

本人はその職務で要請されることと実力のギャップを十分承知していたものの、担当可能な職務への異動を希望するという方略は検討の余地がなかったものとみることができる。このことは、理想の実現のためにその職務を選んだこととの関連が深いといえる。したがって、苦手なことに対する周囲の理解を求めるうえで、「学習障害」である自分を訴えることに一途に突き進んでいったことになる。一般的に検討される配置転換を検討しなかった点は、本人の思いこみの強さによっていた。

③医学的診断

職場不適應のために受診した精神科で神経症が診断されていた。職場に開示するには「学習障害」の方が理解を得やすいという本人の判断があったが、得意・不得意のアンバランスがあったとしても、配置転換の可能性を検討することで復帰が可能な特性であった。一般扱いの職業生活全般に不適應であったわけではなく、当該職場には適応困難があったと受けとめる事例である。現実には、職種を転換することで復帰を実現した。むしろ、援助が必要となるのは「学習障害」主訴の課題ではなく精神的に不安定な状況になったときの相談体制の確立であった。

④職業リハビリテーション利用の可能性

この事例の場合、制度的な支援を求めることがおこるとすれば、精神障害者保健福祉関係の事業の利用が検討される可能性が高いといえる。本人は神経症の診断を受け容れている状況があるものの、「学習障害」主訴が自らに適合しないという受けとめ方をしたわけではないことから、適職探索並びに自分探しが継続される可能性がないわけではない。

2. まとめ

学齢期の診断の有無は、その必要性や診断機会との関係で検討しなければならないだろう。必要性や診断機会は、第1節・第2節でみてきたように、親の意見によるところが大きい。もっとも、学齢期の学業達成や学業生活への適応については、本人よりも先に親が課題視することになる問題であるという点で当然のことではある。したがって、学齢期の診断を持たないというのは、対象事例の環境に依存する要因もあることから、厳密に言えば、第3節の事例が学齢期において学習障害ではなかったとする根拠にはなり得ない。

第1節・第2節の対象事例は学齢期の問題をまずは親が受けとめた事例であり、青年期において学習障害とは別の特性を検討することになった「学習障害」主訴の事例として扱った。同様に第3節の事例もまた、青年期の特性に即して検討した「学習障害」主訴の事例である。しかし、第3節の事例は本人が成人した後、学齢期の問題に青年期の問題を重ねあわせて自ら診断を求めた事例である点が異なっていた。

こうした点を踏まえると、まずは、対象事例が長じて学業生活への適応ではなく職業生活への適応を問題にすることになった場合に、「学習障害」以外の診断が優先されるという点に気づかされる。次いで、それぞれの事例の課題は、既に第1節・第2節でまとめられた課題と共通する点があることに気づかされる。ここでは、この点についてまとめておくことにしたい。

(1) 学校時代の経験を総括する「拠り所」について

学校体験は必ずしも肯定的な要素ばかりではなく、いじめの経験もあった点は、彼らにも共通していた。そして、苦手なことはあったとしても、また、そのことを背景としたストレスにさらされていたとしても、卒業して学校時代とは別の生活を踏み出した（踏み出せるのではないかと思っていた）点でも4つの事例は共通していた。いずれの事例も、親や教師が学校生活における「苦手」を「学習障害」との関係で考えることなく学齢期を過ごしていたと考えられる。

“障害”がにわかにクローズアップされるのは、職業生活への不適応（もしくは不適応の可能性）を検討する時点である。そして、医学の診断によると「学習障害」とは別の診断名が付与されるのだが、いずれの事例も「学習障害」を“自己診断”する過程を経ていた点が共通している。彼らが問題とするのは職業生活への適応の課題であるにもかかわらず、一様に、学業生活への適応の課題を、それも苦手なことの背景要因として検討したのである。これは、かつての文部省の定義の範囲の広さに依拠して“自己診断”したものであると考えられるが、少なくとも、現行定義の範囲では学業面の遅れに該当しない事例であるという点で「教育的判断」の対象外となる（基準は第1章参照）。全ての事例において、「読み」「書き」「計算」に関する学業の遅れ以外のさまざまなエピソード（従来の定義の範囲に該当する）に合致する経験を本人が列挙し得た点は、現行の定義の範囲が普及していないという問題を浮かび上がらせる。しかし、本人にとって「拠り所」としての「学習障害」が魅力的なものと映る限り、現行の定

義の範囲が普及したとしても“自己診断”がなくなるかどうかについては、今後、注目すべき点であるといえるかもしれない。少なくとも、「学習障害」が学齢期を総括する用語として用いられるとすれば、「教育用語」としての範囲をどうするのが検討されるべきであろう。

(2) 職場における配慮への希望について

いずれの事例も、在職中の課題やストレスへの対処がうまく提案されなかった点で共通している。しかし、彼らは、障害者雇用対策の対象としての配慮を求めているわけではない。ここに「学習障害」を抛り所にする意味があるといえなくはない。彼らにとって知的障害や精神障害などの「よく知られた障害」は未だに無縁である。こうした点において、第1節・第2節の対象者の課題と共通する点が指摘できる。

広汎性発達障害を診断された事例（Nさん）では、対人的または情緒的相互性の問題では長期的・継続的なフォローアップを欠くことができないと考えられるが、在学中にその課題解決のための支援がない場合には、適職探索並びに自分探しがキーワードとなってさらなる進学を検討することになることが予測される。就業経験がアルバイトのみのため、一般で求職活動することを希望してはいても、それが妥当であるという基準を持ち得ない状況にあり、配慮されて就業することの必要性並びに希望については本人の中で明確ではない。

軽度脳性マヒによる運動能力障害を診断された事例（Oさん）では、本人の障害理解が適正であることとは別に、家族の障害理解の課題が明確になった。障害を受け容れる際に、適正な業務と環境整備の提案が必要となるが、障害そのものを受け入れないという家族の構えは、本人を閉塞状況に追い込む可能性が極めて高いといえる。本人の自己評価が適正であればあるほど、家族の見解との不一致が本人を混迷させることになるが、家族との関係の持ち方について本人の方向性は明確ではない。

神経症を診断された2事例については、職業生活におけるストレスを回避する点が強調されていた。本人にとって、「学習障害」は困難な事態や苦手な対人接触を避ける方略として極めて魅力的なものと受けとめられていた。こうした理解は、傷つくことから逃れるための防衛的な手段として形成されたとみることができる。したがって、日常生活におけるさまざまな困難の背景に治療対象となる「障害」を考えなかったという点では、「自分の特性を的確に受けとめる」以前の問題があったといえる。

以上を通して、青年期には職業評価として客観的な評価が必要であること、医学的診断がその判断を促進する可能性があること、を指摘しておきたい。しかし、診断結果がフィードバックされたとしても、それを適切に受けとめることができるかどうかについては、障害に対する“構え”との関連で検討されなければならない。あわせて、教育用語としての「学習障害」と医学的診断との関連の検討が必要である点も指摘しておきたい。

第4節 事例が示唆すること

…… 職業リハビリテーションの支援からとらえた「学習障害」青年の像 ……

入職の際に職業リハビリテーション等の制度的支援を利用する場合には、子どもの時の診断とは別に、再度の診断を欠くことができない。その際には、詳細な生育歴の聞き取りと職務遂行にかかわる評価が必要であり、その他に、計画されたカウンセリングが必要となる。

しかし、何よりも重要なことは、青年期において職業リハビリテーションの支援の対象となる、あるいは支援の利用を検討する「学習障害」主訴の事例は“職業選択に際し、教育用語としての学習障害の定義とは異なる状態像を持つ事例である”という理解が必要になる点である。したがって、支援の課題は適切な障害特性理解であり、それを実現する相談活動の充実である。

こうした点をまとめると以下のようなだろう。

- ① 職業リハビリテーションの支援を利用するうえで、本人の障害受容と職業生活設計の再構築を支えることが必要である。加えて、家族が障害を理解し、受け容れる過程が本人の受容の過程と関連することから、家族との連携並びに家族を支えることが必要になることも多い。
- ② 障害の理解と受容を支えるためには、地域ネットワークにおける連携の中でカウンセリングを実施することが望ましい。しかし、適切なタイミングでカウンセリング場面を設定できない場合、度重なる失敗経験により、治療を主眼とした臨床的なカウンセリングが必要となることが予測される。この場合には、職業カウンセリングでは対応しきれない可能性もある。

1. 親は障害をどうとらえてきたか

発達期に現われる軽度の障害の場合、親は学齢期には「治る」ことを期待しつつ通常学級に在籍させることが多い。結果として、障害特性に即して制度化された教育を選択することは少なくなる。この時期の子どもの発達が他の子どもと比較してゆっくりとしたものであったとしても、「できることが増えていく」ことの積み重ねで発達をとらえていく日々であれば、その延長上に「年齢に相応した発達目標の達成が期待できない」という見通しを立てることは、親として先送りしたい決断である。確かに、障害の状態像は発達とともに、また、障害特性に応じた働きかけによっても変化していく。これに伴って、障害に対する診断もまた変化し、確定しないことが多い。現実には、乳児期には「自閉症」、児童期には「学習障害」、青年期には「知的障害」といった具合に、また、診断機関によっても、診断名が変化することがおこる。子の発達状況が変化し、診断が確定しないままで学齢期を過ごすことになれば、親がわが子の障害特性を的確に受けとめることなく、学校を卒業する時期を迎える。当然のことであるが、通常学級に在籍している子の遅れが成長とともに深刻になった場合でも、遅れの背景に障害があることを受け容れることは難しい。できないことはあっても、障害のある生徒としてそれに対処するための特

別な教育を受けてきたわけではなく、学校時代の障害理解は、親子ともに「治る＝健常と同様の生活を送る」という目標に支えられてきたからである。

現代のわが国では、軽度の障害があっても通常教育を選択することが一般化しているが、彼らが通常教育にかけた期待と通常教育がもたらした成果については、職業選択に当面するまで検討されないことが多いのが現状である。しかし、職業生活を送るうえでは、青年期の障害像が評価されることになる。そして、それまでの親子の期待とは別に、通常教育における学業達成を重視したことによって生じる問題が指摘されることが多い。それは、一つには障害を受けとめられない（特に知的障害を受けとめたくない）という問題であり、もう一つは職業準備における課題未達成の問題である。

2. 本人は障害とどう向きあうか

「通常学級を卒業した＝障害ではない＝健常である」という思いを支えに学校を卒業した場合、当然のこととして職業選択は健常青年と同様に行うことになる。現代の雇用社会にあっては、職業選択は青年が自らを職業を介して社会に定位するという意味を持つ。したがって、学校から職場への移行とは、単に異なる生活環境への移行というだけでなく、“成人”への移行を意味している。しかし、教育年限の長期化は少子化によってさらに加速され、青年の職業自立を先送りする傾向を強めている。学校に長く在籍し続けることが当たり前となった現代社会は、青年期をどのように終結させるか、成人としての一步をどのように踏み出させるか、という大きな課題を抱えることになった。そして、この課題は通常教育を選択した障害青年の職業選択に、とりわけ大きな影響を及ぼすことになる。

通常教育に在籍した軽度知的障害者の場合、職業選択の時点まで「障害がある」という現実に直面する機会を持ち得なかった事例が多い。言い換えると、本人の障害理解は、職業選択における経験を通して行われることが多い。しかしながら、「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的ではないことが、うすうすわかってきても、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちは強い。したがって、挫折体験（初職入職困難）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）があったとしても、「一般扱いで就職したい」というこだわりを捨てられず、まだ他に自分に適した仕事があるのではないかという思いを持ち続けることになる。健常者としての自己像を否定せざるを得なくなるという経験の意味は、場合によっては、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い。しかし、つきつけられた厳しい現実を否認しきることができず、さりとて「治る」ことが不可能であることを否定できなくなった結果、職業生活設計の方向転換を行うことになる。最終的には、「できないことをできないとうけとめて、配慮を求める」ことが中心的課題となる。

こうした過程を経て、自己像を再構築し、安定した環境で活動を始めるとともに、その生活で新たな目標の達成をめざす時期を迎えることになるのだが、本人のこうした挑戦には困難が大きく、障害を受けとめるうえで支援を欠くことができない場合が多い。そのうえ、職業選択の先送り傾向に紛れてしま

った場合には、障害に向きあう時期もまた先送りされることになる。以下に、軽度知的障害者が職業リハビリテーションの利用を選択するまでの過程を3期に分けて示す。

離転職の経験を整理して障害を受容する過程

<p>第1期：自己理解の深化と職業生活設計の見直し …… 障害受容の第1ステップ：できないことを障害特性であると受けとめる …… 「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的でないことがうすうすわかってきているが、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちが強い時期</p>
<p>第2期：自己理解の揺らぎと職業生活設計の再構築 …… 障害受容の第2ステップ：障害と障害者像の修正 …… 現実を否認しきることができず、障害を完治することが不可能であることを否定できなくなった結果として起こる混乱の時期</p>
<p>第3期：障害受容の深化と職業自立をめざす生活設計の確認 …… 障害受容の第3ステップ：できないことをできないとうけとめて支援を求める …… 前向きで建設的な努力が主になる時期</p>

こうした過程の中で問題となるのは、自己評価と客観的評価のギャップの大きさである。したがって、自分の障害特性に関する理解を適正化し、漸次、ギャップを埋めていくためには、「職業生活に即した体験的な学習場面の設定」並びに「体験したことがらの評価」を通して自己理解と障害理解を支えるためのカウンセリングが不可欠である。その際、ギャップを解消しないまま、あるいはさらに拡大させてきた外的条件として、「普通をめざす」を目標とした教育歴がある。また、内的条件として、障害特性それ自体がもたらすもの、すなわち、「障害の状況を客観的に把握するうえで、知的能力にも洞察力にも困難がある」をあげておきたい。

3. 特別支援教育と職業リハビリテーションによる移行支援

…… 関係者の理解を共有するうえでの課題 ……

職業選択に際して知的障害もしくは精神障害を受け容れなければならなくなった青年をめぐる学校から職業への移行支援をめぐる現代的な課題は、まさに彼らの教育歴の作り方と密接に関連している。これは、通常教育に在籍する障害者が多くなった時代における障害者本人とその親の両者の障害の受けとめ方の問題でもある。

職業リハビリテーションを利用して就労準備をする際には、障害に対する理解を適正化し、特性にあった求人に応募するという決断が求められる。また、障害受容に関連して「できないことをできないとうけとめる」という課題や「働く生活を受け入れる」「労働習慣を身につける」など、職業的社会的課題を達成することが求められる。これは養護学校卒業生にも同様の課題であるが、問題となるのは通

常教育において「障害特性に応じた教育計画が成立していたかどうか」であろう。通常教育に在籍したことにより、こうした準備が十分でないままに卒業していくことによる問題は大きい。

通常教育に在籍したが「就職できなかった」あるいは「就職はしたが継続できなかった」「離転職を頻繁に繰り返すことになった」ことから職業リハビリテーションを利用して職業準備を終えた後、障害特性に即した支援を受け容れた事例は、採用後も継続している。しかし、こうした事例は必ずしも多くはない。むしろ、通常教育の経験は概ね苦しいものであり、加えて、「一般扱い」にこだわった結果、就職に結びつかなかった経験は、本人にとって激しい喪失体験となることが多い。こうした経験により就労準備の困難を増大させた事例は、通常教育からの移行それ自体に問題があるのではないかという問題点を浮かび上がらせる。しかしまた、通常教育における就労支援の在り方を見直すことで彼らが移行に成功する条件が整備できるのであれば、それを問題にしなければならない。

現実には、通常教育を卒業した事例の多くが障害受容と職業的社会的課題をあわせもつこと、これらの課題は通常教育の中ではとりあげられてこなかったこと、などが指摘できる。通常教育に在籍する障害生徒の進路指導では、職業リハビリテーションに関する理解を深めることが必要になるとともに、課題解決の方法を探るうえで特別支援教育との連携が求められているが、その実現可能性が書き込まれていない点を問題とすべき時に来ている。

【文献】

障害者職業総合センター 障害者職業総合センター調査研究報告書 №38 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その1）——職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討—— 2000.

障害者職業総合センター 障害者職業総合センター調査研究報告書 №42 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究 ——通常教育に在籍した事例をめぐる検討—— 2001.

上野一彦 教室の中の学習障害（有斐閣新書）有斐閣，1984.